

東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 実施方針に対する質問と回答

NO	資料名	ページ	行	質問の内容	回 答
1	実施方針	1	2	羽田空港の現状の国内線旅客ターミナル・暫定国際線旅客ターミナルビルは国殿の関与のない民間資本で整備、運営されているように見受けられますが、今回の国際線旅客ターミナル事業についてはどのような経緯で、国殿が関与し、国殿が出資せずにPFIで整備することになった理由についてご教示ください。	国際線ターミナルとしての高い公共性を確保しつつ、民間事業者のノウハウを最大限活用した効率的・効果的な国際線ターミナルの整備・運営を実現するため、PFI手法で整備することとしたものです。
2	実施方針	2	3	施設規模を決定する為にも、需要予測結果が必要となります。計画に資する需要予測結果を明示頂きたい。また、空港の運用時間の想定からピーク時における集中度をどのように想定するのか等、時間帯別、路線別、機材別の各種計画基礎数値を明示頂きたい。	年間旅客数約700万人については、昼間時間帯の発着回数概ね3万回程度をベースとして、首都圏の航空旅客数の今後の需要予測等を考慮して算定した値です。具体的な就航路線、発着時間帯、機材等についてはまだ決まっていません。
3	実施方針	2	7	ターミナル地区から滑走路までの距離が長い場合、滑走路を横断することやタクシングの距離が長くなるのが想定されます。今後、滑走路等の指定を含め、空港の総合的な利活用方針を再構築する予定はありますかでしょうか。	本事業に直接の関わりが無い質問と考えますが、当該空港全体の処理能力、安全性に関わることであり、国において検討済みと理解してください。
4	実施方針	2	11	「羽田空港を再拡張し、2000年代後半までに国際定期便の就航を図る」とありますが、東京国際空港と新東京国際空港の利活用の基本方針を明示して頂きたい。	成田は国際線の基幹空港、羽田は国内線の基幹空港という基本方針ですが、羽田空港に関して今回の再拡張後、国内線に必要な枠を確保した後の一定枠を国際定期路線として活用するものです。
5	実施方針	2	15	昼間時間帯については概ね3万回程度の就航とありますが、深夜早期時間帯についての発着回数はどの程度を見込まれているのでしょうか。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。
6	実施方針	2	16	「…羽田発着の国内線の距離を目安として年間概ね3万回程度の近距離国際旅客定期便を就航させる…」とありますが、想定されている相手側の空港、発着回数をお示し頂けますでしょうか。また深夜については騒音の問題及び滑走必要距離が許す限り、国内線の距離に縛られるものではないと認識して宜しいでしょうか。旅客・貨物の割合等を含め、時間帯別・路線別・機材別の想定数値をお示し頂けますでしょうか。	具体的な就航路線、発着時間帯、機材等についてはまだ決まっていません。深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
7	実施方針	2、21	17、25	供用開始時点における発着回数が「昼間時間帯において年3万回程度、ピーク時間あたり出発6回・到着6回」と記載されておりますが、将来の需要増加予測につきまして、どの程度まで見込まれているのか、具体的な将来予測値及びその根拠をお示しください。また、国の予測を上回ったことに起因するリスクにつきましては、国にリスク負担していただく必要があると思われれます。	羽田空港の昼間時間帯の年間発着回数については、概ね3万回程度になることを想定しています。
8	実施方針	2	18	深夜早期時間帯(23:00から06:00)の便については、距離の目安についての設定はなく、「国際旅客便及び国際貨物便の就航」とのみ表現されていることから、長距離便の就航も想定されるのでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
9	実施方針	2	18	深夜早期時間帯について、騒音問題等に配慮しつつ、国際旅客便及び国際貨物便を就航させるとありますが、2カ国間の航空協定とも連動することから既に航空協定締結の指針があると理解して宜しいでしょうか。その内容を含めご教示頂きたい。	具体的な航空交渉の方針につきましては、その内容を明らかにすることはできません。
10	実施方針	2	18	旅客便の深夜早期時間帯につきましては、どの程度の発着回数と旅客数を想定されているのでしょうか。また、当該数値につきましても、将来予測値及びその根拠をお示しください。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。
11	実施方針	2	19	利用航空会社の意向を確認することが必要です。利用する航空会社はいつどのように決定するのか明示頂きたい。また、IATA等の代表的な機関の意見も反映させることが必要と考えます。今後の計画策定においては、その点もご留意頂けると理解して宜しいでしょうか。	利用航空会社がいつどのように確定するかは未定です。
12	実施方針	2	20	国際線の使用滑走路は明示されていないことから、新滑走路だけではなく、他の滑走路でも運用されるのでしょうか。	そのとおりです。
13	実施方針	2	29	空港におけるアクセス交通手段の利用状況(現状)及び今回必要とされる駐車場の利用台数を明示頂きたい。	羽田空港におけるアクセス交通手段の利用状況(現状)については、募集要項等公表時に示します。今回必要とされる空港利用者用駐車場の利用台数は1500台以上です。

14	実施方針	2	29	今回の新ターミナルと既存のターミナルやエプロンとの関係において、共通で使用するものに関する考え方をお示し下さい。特に、空港内の移動(国内線⇄国際線乗り換え)に際しての交通手段について、考え方をご教示頂きたい。また、国際線⇄国際線の乗り換えについて、新東京国際空港(成田)と新ターミナルとの移動に関する考え方もご教示下さい。入国手続を経ずに国際線乗換え手続きが行えるような手段を確保するため、関係各省庁とのご調整をお願いすることは可能でしょうか。	国際線と国内線間の乗り継ぎ旅客の利便性向上のための提案をSPCから求めています。なお、具体的な責任分担については、事業者選定後、国、SPC、国内線旅客ターミナルビル運営事業者及び航空運送事業者との間で調整の上、決定することを想定しています。成田空港と羽田空港を入国手続を経ずに国際線乗り換え手続きが行えるような手段を確保することは想定していません。
15	実施方針	2	32	旅客ターミナル、貨物ターミナル、エプロンの3つの事業の境界線を明確にする必要があると考えられます。全体的な利用構想について、誰が主導権を持って、どの時点で決定するのかご教示頂きたい。特に、沖止めの取扱いについては、ランプバスの取扱いもあり、早期に明示して頂きたい。	3つの事業の境界線については、募集要項等公表時に示します。3つの事業の業務内容等については、要求水準に示すとおりです。なお、沖止め用のランプバスの取扱いについては、SPCが行うことを想定しています。
16	実施方針	2	34	京浜急行、東京モノレール等その他民間事業者による整備スケジュールをご提示願います。	募集要項等公表時に示します。
17	実施方針	3	2	「対象地域及び事業範囲」において、中間報告に記載されていた「ナイトステイスポット用エプロン」がなくなった理由をご教授願います。	エプロン等整備等事業の範囲に含まれており、中間報告からの変更はないと理解してください。なお、中間報告時の図面でエプロン・ゾーンとナイトステイスポット用エプロンを併記で記載していることから、エプロン・ゾーンにはナイトステイスポット用エプロンが含まれないと理解されることを懸念して、表記の方法を変更しました。
18	実施方針	4	表	表中、国際旅客ゾーン内の「用地造成」では、エプロン等事業者が液状化対策、既存埋設物保護工までの工事を行いますか。	エプロン等整備等事業を実施する事業者は、既存埋設物に影響のない範囲までの造成のみを行います。液状化対策、既存埋設物保護工については、本事業のSPCにおいて当該箇所の土地利用を勘察し必要に応じ適切に実施してください。
19	実施方針	4	表	旅客ターミナルビル内の商業施設・ホテル・遊興施設などの記述が無いことについては、SPCが、これらの施設を計画・建設・運営しても良いという意味でしょうか。	本事業の趣旨に照らして、空港利用者が必要とする範囲において対象施設と一体であれば、商業施設等について事業者の自由な提案を受け付けることとします。なお、提案に当たっては、要求水準書の「構内営業者に対する施設貸与業務」及び「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」に示す要求水準を満たすことが必要です。
20	実施方針	4	表	エプロン等事業者が行う用地造成の仕様をお示しください。エプロン等事業者が行う用地造成が完了しないと、本事業の建築工事には着手できないのでしょうか。	エプロン等整備等事業の事業者が行う用地造成の完了後に、本事業の現場着工となります。仕様及び用地の引渡し時期については、募集要項等公表時に示します。
21	実施方針	4	表	貨物ターミナル事業者、エプロン等事業者との調整リスクは国にてご負担いただけるのでしょうか。	SPCが、貨物ターミナル整備・運営事業を実施する事業者、エプロン等整備等事業を実施する事業者と直接交渉ができるような枠組みを想定しています。基本的な考え方を募集要項等公表時に示します。
22	実施方針	4	表	貨物ターミナル事業者もしくはエプロン等事業者が要求水準違反や未達となり、本事業者がその影響を受ける場合のリスクは国のものとなるのでしょうか。	SPCが、貨物ターミナル整備・運営事業を実施する事業者、エプロン等整備等事業を実施する事業者と直接交渉ができるような枠組みを想定しています。基本的な考え方を募集要項等公表時に示します。なお、その場合にも、国の損害賠償請求権を放棄するものではありません。
23	実施方針	4	表	国際線旅客ゾーンの用地造成はエプロン等事業の事業範囲となっていますが、エプロンゾーンと異なり「液状化対策、既存埋設物保護工を含む」の記載がありません。必要ないと考えてよろしいか。それとも、液状化対策等は旅客ターミナル事業者の事業範囲と考えるのでしょうか。	エプロン等整備等事業を実施する事業者が本事業の貸付対象敷地内において行う事業内容は、用地造成のみで液状化対策、既存埋設物保護工は行いません。よって、本事業の貸付対象敷地内については、必要性の可否を含めてSPCの判断とします。
24	実施方針	4	表	表、「事業区分毎の事業範囲」において、供給処理施設(必要に応じて)はPFI事業者およびその他民間事業者の事業範囲とされていますが、これはSPCが自ら供給処理を実施するか、あるいはその他民間事業者へ委託するか、SPC判断にて選択可能と理解して良いのでしょうか。	そのとおりです。
25	実施方針	4	表	国際旅客ゾーンの構内道路整備はエプロン等事業の範囲とされていますが、要求水準書の「新駅舎計画図」からは、ターミナルのカーブサイド歩道(1)から(4)は旅客ターミナル事業の範囲となっています。警察との設計協議などに関する調整は、どのように進めていくのでしょうか。	現在国において警察協議は行っておりますが、貸付対象敷地と構内道路との接続部分については、原則としてSPCが警察協議を行うこととなります。詳細については、募集要項等公表時に示します。
26	実施方針	4	表	国際旅客ゾーンにおけるエプロン等整備事業の事業区分として用地造成がありますが、旅客ターミナル事業との作業分界点が不明ですので、各々の事業における具体的な作業分界点、若しくは作業項目(土質調査、危険物調査等)をお示しください。	作業分界点は貸付対象敷地範囲を境界とします。なお、作業項目については、要求水準書に示すとおりです。
27	実施方針	4	表	供給処理施設(必要に応じ)の「必要に応じ」は、事業者の計画により設置を判断するという意味でしょうか。	そのとおりです。

28	実施方針	4	表	各事業において、必要に応じて整備する供給処理施設の定義並びに具体的な内容について、ご教示下さい。	必要な供給処理施設はSPCの判断とします。
29	実施方針	5	1	(5)特定事業に係る業務の概要において、SPCは、設計、施工期間中、CIQ施設の設計、施工に関する受託契約を国と締結するとありますが、CIQ施設の設計・施工に関する提案は、事業者選定の際の評価項目となると考えてよろしいのでしょうか。	CIQ施設のうち、検査・審査場は旅客動線計画に重要であることから施設配置及び動線について評価対象とすることを想定しています。なお、CIQ施設に係る詳細については、募集要項等公表時に示します。
30	実施方針	5	1	SPCは必ず設立しなければならないのでしょうか？ 応募企業＝SPCとし、必要な業務は全て協力企業に下請け発注する、という方法ではいけないのでしょうか？	SPCは必ず設立する必要があります。
31	実施方針	5	3	「本事業の遂行のみを目的とする「商法」(明示32年法律第48号)に定める株式会社」となっていますが、国にとって支障がなければこれ以外の事業体(日本版LLC、LLPなど)の利用も可能でしょうか。	SPCは商法に定める株式会社とし、それ以外の事業体とすることは認めません。
32	実施方針	5	3	SPCは株式会社でなければならないのでしょうか？ 有限会社も認められないのでしょうか？	SPCは商法に定める株式会社とし、それ以外の事業体とすることは認めません。
33	実施方針	5	4	SPC(選定事業者)は商法上の株式会社に限定されると定められておりますが、株式会社以外の形態の者(現在法案が提出されている有限責任事業組合(日本版LLP)、合同会社(日本版LLC)、匿名組合など)がSPCと認められる余地はないのでしょうか。	SPCは商法に定める株式会社とし、それ以外の事業体とすることは認めません。
34	実施方針	5	4	SPC(選定事業者)は、不動産特定共同事業法上の許可を得て、不動産特定共同事業を行う者であってもよいと理解してよろしいのでしょうか。	本事業の安定的な継続を確保するため、対象施設や対象施設に係る借地権について、SPCが第三者に譲渡等を行うこと、又は抵当権等の担保物権を設定することは原則として認められません。この条件が満たされる限り、応募者からの提案を受け付けます。
35	実施方針	5	10	国との間に締結するCIQ施設の設計、施工に関する受託契約は、設計・施工を含めた一体の契約でしょうか。	別の契約となります。
36	実施方針	5	10	国との間に締結するCIQ施設の設計、施工に関する受託契約は、国とSPCとの間で締結するのでしょうか。また随意契約となるのでしょうか。	そのとおりです。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
37	実施方針	5	10	国との間に締結するCIQ施設の設計、施工に関する業務の対価は、どのように決められるのでしょうか。	CIQ施設の設計・施工に関する対価は、概算金額を基にSPCと国との間で限度額を定めた受託契約がなされ、SPCの発注金額を基に精算されることとなります。
38	実施方針	5	10	国との間に締結するCIQ施設の設計、施工に関する業務の対価と一般競争入札による落札価格に差額が発生する場合、どのようになるのでしょうか。	CIQ施設の設計・施工に関する対価は、概算金額を基にSPCと国との間で限度額を定めた受託契約がなされ、SPCの発注金額を基に精算されることとなります。このため、CIQ施設の設計、施工に関する業務の対価と一般競争入札による落札価格に差額が発生することはありません。
39	実施方針	5	10	SPCは当該施設の施工を実施する事業者を一般競争入札により選定するとありますが、SPCが見積もりした価格を超過し入札が不調に終わった場合は、どのような取扱いとなるのでしょうか。また、その場合、SPCが自ら施工を実施することは可能でしょうか。	入札が不調に終わった場合は、再入札を行います。さらに再入札も不調に終わった場合には、当該再入札における最低見積価格提出者を第一候補者として交渉を行います。これも交渉不成立の場合、順次、他の見積提出者と交渉を行うこととなります。なお、利益相反の観点から、交渉不成立の場合にSPCが自ら対象施設の施工を実施することはできないこととします。
40	実施方針	5	10	SPCはCIQ施設を施工する事業者を選定・発注するとありますが、旅客ターミナルビル等の施工者と異なる事業者がCIQ施設を施工することもあり得るとの理解でよろしいのでしょうか。	SPCの判断によりませんが、旅客ターミナルビルとCIQ施設が一体となる場合には、両者を異なる施工者が整備することはないと考えられます。なお、CIQ施設に係る詳細な条件は、募集要項等公表時に示します。
41	実施方針	5	10	CIQ施設の整備コストと旅客ターミナルビル、駐車場等の施設の整備コストは分離して算定されると解釈してよろしいのでしょうか。	CIQ施設の設計・施工に関する対価は、概算金額を基にSPCと国との間で限度額を定めた受託契約がなされ、SPCの発注金額を基に精算されることとなります。
42	実施方針	5	10	CIQ施設の施工後の物品および役務等の調達等は国殿が行われると解釈してよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
43	実施方針	5	10	CIQ施設の設計、施工は国からの受託契約であることから、当該工事は公共工事との理解で正しいのでしょうか？	そのとおりです。
44	実施方針	5	10、11	「CIQ施設の設計、施工」の事業範囲として、CIQの情報システムは含まれるのでしょうか、具体的な範囲につきましてご教示ください。	質問中の「情報システム」とは具体的に何を意味するのか不明ですが、CIQ施設についてはその設計段階に確定させることとなります。
45	実施方針	5	11～14	「当該施設の施工を実施する事業者を、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づき、一般競争入札により選定、発注し、施工管理を行う。」ことにつきましては、調達の公平性・透明性を高め、かつコスト削減を図るために非常に有益であると認識しております。一方で、施設毎・工程毎に細分化して発注した場合には、SPCの発注手続きの増加に伴う工期長期化・コスト増大や、複数事業者が参画することによる工程間連携の不備などが生じることもございます。そのため、施設の施工を実施する事業者の選定・発注の合理化を図るため、SPCが発注単位(工程単位)・業務範囲等につきまして、任意に定められるものと理解してよろしいのでしょうか。	そのとおりです。ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分割発注することは認められません。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。

46	実施方針	5	15	「PFI手法による東京国際空港国際ターミナル、エプロン等整備運営事業に関する検討調査業務」(中間報告)P. 2では「何度も訪れたいような楽しさを有した、快適で魅力的な旅客サービスが提供されることが求められる」となっていますが、実施方針ではこの表現は見当たりません。このようなサービスが求められないのでしょうか(つまり、大型の商業施設等を提案した場合、事業者の選定上評価の対象となるのでしょうか)。	本事業の趣旨に照らして、空港利用者が必要とする範囲において対象施設と一体であれば、商業施設等について事業者の自由な提案を受け付けることとします。 なお、提案に当たっては、要求水準書の「構内営業者に対する施設貸与業務」及び「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」に示す要求水準を満たすことが必要です。事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
47	実施方針	5	15	本事業の基本的考え方として、PFI法に基づき、国際線旅客ターミナルを公共サービスとして提供することが主目的であり、通常、民間の収益事業として進められている商業施設の整備・運営とは異なるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の趣旨に照らして、空港利用者が必要とする範囲において対象施設と一体であれば、商業施設等について事業者の自由な提案を受け付けることとします。 なお、提案に当たっては、要求水準書の「構内営業者に対する施設貸与業務」及び「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」に示す要求水準を満たすことが必要です。
48	実施方針	5	27～29	SPCが一般競争入札により選定、発注する対象施設につきましては、構造躯体のみを対象とし、建物内部の光ファイバー等の電気通信回線並びに、それに接続するセンサー及び各種情報システム等につきましては、一般競争入札の対象外とするなど、SPCの裁量によって柔軟な調達が可能と理解してよろしいでしょうか。	WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づくこととなりますので、必ずしも「SPCの裁量」によることとはなりません。 また、分離発注することも可能ですが、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分離発注することは認められません。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
49	実施方針	5	30	旅客ターミナルビルの設計及びセキュリティ計画に関連すると思われるので、国際貨物便のクルー等がCIQを通過する場合の旅客ターミナルビル内外での動線(深夜早朝時間帯を含む)につきましてご教示ください。	国際線旅客便のクルーと同様の動線となります。
50	実施方針	5	33	「空港利用者用駐車場」と「従業員用駐車場」は分離して設置する必要がありますか。	そのとおりです。
51	実施方針	5	34	「従業員用駐車場」とは旅客ターミナルビルに働く者用の駐車場を指すのでしょうか。「従業員」には本事業で働く者以外に空港運送事業者や構内営業者も含まれるのでしょうか。	そのとおりです。
52	実施方針	6	5	本項に規定される旅客取扱業務に関しては、事業期間に亘り、SPC以外の他業者には並行業務が認められないと理解して正しいでしょうか？	そのとおりです。
53	実施方針	6	8	「等」とはそのほかにどのようなものを指すのでしょうか。	要求水準書を参照してください。
54	実施方針	6	11	⑤対象施設の施工監理に関する業務について、SPCは対象施設の施工を実施する事業者を、一般競争入札により選定発注するとありますが、工区分けて発注することは可能でしょうか。	そのとおりです。 ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分割発注することは認められません。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
55	実施方針	6	11	⑤対象施設の施工監理に関する業務について、SPCは対象施設の施工を実施する事業者を、一般競争入札により選定発注するとありますが、入札方法については、平成15年度より国土交通省殿が促進されている「混合入札」による入札が適用されると考えてよろしいのでしょうか。	対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
56	実施方針	6	11	⑤対象施設の施工監理に関する業務について、SPCは対象施設の施工を実施する事業者を、一般競争入札により選定発注するとありますが、事業期間中に実施する修繕工事や改良工事も一般競争入札により選定発注することになるのでしょうか。	対象施設の施工同様、WTO政府調達協定における基準額以上の修繕・改良工事については、同協定に準じて一般競争により発注することとなります。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
57	実施方針	6	12	ターミナルビルの施工を実施する事業者を選定する手続きとCIQ施設の施工を実施する事業者を選定する手続きは1つの手続きとしてもいいのでしょうか。	そのとおりです。
58	実施方針	6	12	WTO政府調達協定に準じて一般競争入札により選定、発注する範囲は、対象施設の施工のみと解釈してよろしいでしょうか。物品、役務はWTO政府調達協定によらず、SPCが自由に事業者を選定、発注してよろしいでしょうか。	対象施設の施工同様、WTO政府調達協定における基準額以上の物品調達・役務については、同協定に準じて一般競争により発注することとなります。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
59	実施方針	6	12	WTO政府調達協定に準じて国が指定する手続きとは具体的にどのようなものですか。SPCによる建設施工事業者の選定、発注方式は、SPC側の判断に委ねられ、設備工事と建築工事を分離発注しても構わないと理解してよろしいでしょうか。	分離発注しても構いません。 ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分離発注することは認められません。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
60	実施方針	6	15	維持管理業務の対象にCIQ施設は含まれないのでしょうか。	含まれません。
61	実施方針	6	15	CIQ施設の水光熱費は国が直接供給事業者に支払うのでしょうか。	原則はその通りですが、SPCを介して間接的に供給事業者へ支払うことがあります。

62	実施方針	6	18	「時価で買い取る」とありますが、その時点での残存簿価と考えてよろしいのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
63	実施方針	6	18	「事業契約書に特段の定めがある場合」とはどういう場合が想定されていますか。	事業契約書(案)については、募集要項等公表時に示します。
64	実施方針	6	18	(6)事業方式について、事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買い取ることでできる方式とありますが、時価の考え方をご教示ください。また、仮に、事業期間終了後にSPCが引き続き事業を引き受けることになった場合も、国又は国が指定する第三者が、一旦、施設を買い取るという理解でよろしいのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。また、仮に本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
65	実施方針	6	18	「…SPCから対象施設を時価で買い取ることでできる方式とする。」とありますが、時価の評価を行う方法としては、どのような方法を考えられているのでしょうか。また、時価の評価を行うのは、国又は国の指定する第三者及びSPCの両者にとって、第三者性を有する機関によるものと考えてよろしいのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
66	実施方針	6	19	【維持管理に関する業務】必要に応じた更新とありますが、対象施設を要求水準書に示す良好な状態に保持するため必要な場合、大規模修繕業務も本事業の範囲に含まれるのでしょうか。「対象施設等の変更」(P.20)に基づき、大規模修繕の要否や費用負担も国との協議の対象と理解してよろしいのでしょうか。	対象施設を要求水準書に示す良好な状態に保持するため必要な場合における大規模修繕も本事業の範囲に含まれます。費用を国が負担することはありません。
67	実施方針	6	20	SPCが所有しなければならない対象施設の範囲は不動産(建物、構築物)であり、動産(機械装置、工具器具備品等)やソフトウェアについては、SPCが所有しなくてもよいという理解でよろしいのでしょうか。	動産やソフトウェアについてのリースは可能です。
68	実施方針	6	20	「事業期間が終了するまでの期間対象施設を所有するとともに」とありますが、例えば対象施設を信託受益権化すること、及びその受益権を第三者に譲渡・移転することは認められるのでしょうか。	本事業の安定的な継続を確保するため、対象施設や対象施設に係る借地権について、SPCが第三者に譲渡等を行うこと、又は抵当権等の担保物権を設定することは原則として認められません。この条件が満たされる限り、応募者からの提案を受け付けます。
69	実施方針	6	21	借地期間は「対象施設の工事着工日から30年間」とありますが、工事期間中も借地料が発生するのでしょうか。	そのとおりです。なお、工事着工日とは、SPCが国に提出する着工届に記載される着工年月日を想定しています。
70	実施方針	6	21	事業期間終了時には、国又は国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買取ることができる、という記載がありますが、 ① 買取っていただけない場合、施設の取扱いはどうなるのでしょうか ② 時価はどのように算出するのでしょうか ③ 買取りに関する決定権は国にあるのでしょうか、民間事業者に拒否権は与えられるのでしょうか(売買条件が折り合わない場合等)	①本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが対象施設の運営を実施しない場合には、国又は国が指定する第三者が買い取ることができることとしています。 ②③時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
71	実施方針	6	21	(6)事業方式において、事業終了時に対象施設を時価で買い取る可能性がある「国が指定する第三者」とはSPCも想定のひとつでしょうか。	国が指定する第三者にSPCは含まれません。なお、本事業の事業契約終了後、SPCが改めて対象施設を運営することを排除するものではありません。
72	実施方針	6	21	PF事業者が、「事業期間終了時において、…国が指定する第3者」になることもできるのでしょうか。	国が指定する第三者にSPCは含まれません。なお、本事業の事業契約終了後、SPCが改めて対象施設を運営することを排除するものではありません。
73	実施方針	6	21	事業期間終了時に、国が「時価」で買い取る場合の「時価」の決め方の基準如何?	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
74	実施方針	6	21	国又は国が指定する第三者が、「買い取ることでできる」となっているが、国が買取らない場合、事業者側に現状回復義務はあるのか?固定資産税等の設備に係るコストは誰が負担するのか。	対象施設の買取りが発生しない場合、SPCは土地を原状回復する義務があります。また、設備に係る固定資産税等については、賦課期日における当該設備の所有者が負担します。
75	実施方針	6	21	国又は国が指定する第三者が、「買い取ることでできる」となっているが、国が買取らない場合に、事業期間延長の余地、可能性は有るのか?すなわち、「時価」交渉期間中、及び「時価」が折り合わない場合には自動的に事業期間が延長すると言う形にしないと、「時価」交渉で民間事業者側が国に対して一方的に不利な立場に置かれることとなる。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
76	実施方針	6	21	「…国または国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買取ることのできる方式とする。」とありますが、自らが事業を継続する場合と、第三者に買取られる場合では、事業期間が満期に近づいた時点での長期修繕や補修等へのスタンスが変わります。またSPCで働く人間のマネジメント上も問題が起こります。本事業の性格から考えても、パフォーマンスがよければ、SPCが継続して事業を行える選択肢もあり得るような事業方式として頂きたい。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではありません。
77	実施方針	6	21	国の判断により事業契約が解除された場合や事業期間の終了時のSPCが採用している職員及びSPC本体、SPCと契約関係にある各企業(構成企業・協力企業以外の企業を含む)との取引を国としてどう取り扱われるのか、その考え方を教示頂きたい。	国として関与することはありません。

78	実施方針	6	21	「事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買い取ることのできる方式とする。」とありますが、買取価格は提案時点で決まるのでしょうか。それとも事業終了の平成49年度に決まるのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
79	実施方針	6	21	「事業期間終了時において、国又は国が指定する第三者がSPCから対象施設を時価で買い取ることのできる方式とする。」とありますが、時価の算出方法をご提示願います。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
80	実施方針	6	21	「国又は…がSPCから対象施設を時価で買い取ることのできる方式」とのことなるも、買取自体が国の任意の行為かつ買取金額も「時価」とすると、資金調達上など(例:事業期間終了時の国による買取代金を金融機関への返済原資としている場合など)でSPCが不利を被る事態が有り、国又は国が指定した第三者が予見し得る価格で買い取ることをご約束事項として頂けないでしょうか？	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
81	実施方針	6	22	「対象施設を時価で買い取ることのできる方式」とありますが、買い取らないケースは想定されるのでしょうか。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
82	実施方針	6	23	旅客ターミナルビルの用地造成はエフロン等事業者の事業範囲であることから、本事業に於ける「工事着工」とは、旅客ターミナルビル建設開始時と理解して良いのでしょうか？	そのとおりです。なお、工事着工日とは、SPCが国に提出する着工届に記載される着工年月日を想定しています。
83	実施方針	6	23	SPCが国に支払う土地貸付料はいくらになるのでしょうか？ また施設建設部分とそれ以外の部分の土地貸付料は同一でしょうか？	施設建設部分とそれ以外の部分の土地貸付料は同一とすることを想定しています。詳細については、募集要項等公表時に示します。
84	実施方針	6	23	「借地期間については、対象施設の工事着工日から30年間」であることから、国への土地貸付料支払も工事着工時に開始されると理解して正しいのでしょうか？ (言い換えると事業契約締結後も工事着工までの期間は土地貸付料支払義務は発生しない)	そのとおりです。
85	実施方針	6	23	旅客取扱施設使用料の値段については国策もあり、PFI事業者が任意に決めることは難しいと思われるが、適正水準の考え方はあるか？事業期間中の料金改定は可能か？	詳細については、募集要項等公表時に示します。
86	実施方針	6	24～26	借地期間につきましては、「工事着工日から30年間」と記載されておりますが、借地期間と借地料の支払い義務期間は同一なのでしょうか。	そのとおりです。
87	実施方針	6	24～26	同じく借地期間につきましては、「工事着工日から30年間」と記載されておりますが、工事着工日の定義につきましては、どの様にお考えでしょうか。	工事着工日とは、SPCが国に提出する着工届に記載される着工年月日を想定しています。
88	実施方針	6	25	(6)事業方式「SPCは対象施設を設計、施工監理し、事業期間が終了するまでの期間対象施設を所有する」とありますが、対象施設内の設備についてもリース等により調達することを認めず、購入・所有せよという意味でしょうか？	リースによる調達は可能と考えています。ただし、発注方法については、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づくこととなりますので、必ずしもSPC事業者が自由に提案できるわけではありません。また、分離発注することも可能ですが、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げの意図の下に分離発注することは認められません。
89	実施方針	6	25	D滑走路の供用開始の遅れにより、羽田国際線の3万回枠実現が遅れた場合でも、借地期間は「対象施設の工事着工日から30年間」となるのでしょうか、或いは遅れた期間分だけ延長されるのでしょうか。	借地期間については、対象施設の工事着工日から30年間を予定しています。
90	実施方針	6	26	「時価」の算定方法若しくは算定する際に用いる算式についてご教示下さい。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
91	実施方針	6	26	PFI事業の借地期間を30年とした理由をご教示ください。	SPCの資金回収期間を確保するため、PFI法等の関係法令の規定から許容される最長期間である30年としたものです。
92	実施方針	6	29	旅客取扱施設使用料、駐車料金、施設賃貸料の価格設定および決定方法について、ご教示ください。	旅客取扱施設使用料及び駐車料金については、それぞれの施設ごとの整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。また、施設賃貸料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。

93	実施方針	6	29	旅客取扱施設使用料、駐車料金、施設賃貸料の価格設定および決定方法について、国の関与の有無を教えてください。	旅客取扱施設使用料及び駐車料金については、それぞれの施設ごとの整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。 また、施設賃貸料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
94	実施方針	6	30	「旅客取扱施設使用料」の設定決定権は事業者に委ねられているのでしょうか。	旅客取扱施設使用料については、航空旅客の共通の利用に供する施設の整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
95	実施方針	6	30	旅客取扱施設使用料は全額SPCが旅客から直接受取れるとの理解でよろしいでしょうか。	旅客取扱施設使用料については全額SPCの収入となりますが、徴収方法については、航空運送事業者が代行する等、航空旅客の利便が確保されているものであることとします。
96	実施方針	6	30	旅客取扱施設使用料は、SPCが自由に設定し、改定できるのでしょうか。	旅客取扱施設使用料については、航空旅客の共通の利用に供する施設の整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
97	実施方針	7	1	施設賃貸料、駐車料金等は、SPCが自由に決めるまたは航空運送事業者等との交渉により決める又は改定するものとして、国はこの決定に関与しないとの前提でよろしいでしょうか。	施設賃貸料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。 また、駐車料金については、駐車場の整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
98	実施方針	7	16	本事業の実施に際して工事施工、費用負担等についての協議の席に、国もご出席いただき調整をお願いしてよろしいのでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
99	実施方針	7	16	SPCは本事業と並行して実施する事業と必要な相互の調整を図るとともに、費用負担等についての協議を行うとありますが、入札前の段階より協議を行うことが必要であると考えます。その調整についての考え方をご提示下さい。	選定事業者の決定前に国が参加して協議を行う予定はありません。
100	実施方針	7	16	航空会社や空港関係サービス業者等との関係で、SPCが既存の契約等を引き継ぐ必要のあるものはありますでしょうか。	引き継ぐものは想定していません。
101	実施方針	7	16	関係事業者との間で行われる工事施工や費用負担等の協議について、時期、協議対象内容、協議の進め方等についてご教授願います。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
102	実施方針	7	16	関係事業者との協議でSPCに新たな負担が生じる可能性があるのでしょうか。その場合の負担方法についてご教示願います。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
103	実施方針	7	16	(9)本事業に関する事業者との協議について、ターミナルビルに鉄道事業者の駅が設置されることになるとありますが、資産所有の形態や国有地の貸付料の取扱いはSPCと鉄道事業者の協議事項となるのでしょうか。	旅客ターミナルビル内に鉄道駅舎が設置されることは想定していません。ただし、駅舎部と連絡通路部等接続部の資産所有については、SPCと鉄道事業者の間で、国有地の貸付に関しては、国とSPC、国と鉄道事業者間での協議事項となります。
104	実施方針	7	16	「SPCは、……相互の調整を図るとともに、…協議を行う…」とありますが、国は協議に関与されないのでしょうか。 「…工事施工、費用負担等について…」とありますが、例えばどのような費用負担を指すのでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
105	実施方針	7	17	「SPCは、国が本事業と並行して実施する事業と必要な相互の調整を図る、～」とありますが、調整に係る費用は国が負担されるとの理解でよろしいでしょうか。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
106	実施方針	7	18	(9)本事業に関係する事業者との協議において、「各関係事業者と本工事に際して工事施工、費用負担等についての協議を行う」とありますが、事業性等の審査提出資料の中では対象外としても良い事項でしょうか？また、費用負担の具体的内容、国の関与の仕方を含めた実際の協議方法については、どのようにお考えでしょうか？	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。 また、関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。

107	実施方針	7	19	SPCは関係事業者との間で、工事施工、費用負担等についての協議を行うこととなっていますが、どのような協議を想定されているでしょうか。入札後でないコスト算出が不可能である、という状況を指すのであれば、提案上差しつかえます。	関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
108	実施方針	7	19	協議が不調の時には、ある程度の強制力を持って調整する必要があると思われませんが、国がそのような事務を行うことは可能ですか。また、本ターミナル事業における工事に他の事業者に責めのある事象により遅れ等が生じた場合の対応について確認させて頂きたく。またその場合における補償の取決めについても契約上定めることは可能でしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。なお、想定される関係事業者との間で、当該事業者の合意の下、SPCが契約を結ぶことは可能です。
109	実施方針	7	23	既存施設である京浜急行との協議には、荷重条件、工事方法等、平面的、立体的に調整が必要と思われます。提案において必要な条件等の資料は募集要項等の公表時に提示されると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
110	実施方針	7	25	「関係者連絡会(仮称)」は工程調整のみの会議でしょうか。施工区分や費用負担についても調整をすることは可能でしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
111	実施方針	7	25	「関係者連絡会(仮称)」において、国に最終的なご調整をしていただくことを求めてよろしいでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
112	実施方針	7	25	関係者連絡会(仮称)について、どのような組織編成を想定されているのでしょうか。(例:エプロン事業者が代表者等)	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
113	実施方針	7	25	(10)工程調整に関する関係者連絡会(仮称)の設置について、現状、関係者連絡会(仮称)の運営は、国殿が主体となって行われるという理解でよろしいでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
114	実施方針	7	25	(10)工程調整に関する関係者連絡会(仮称)の設置について、現状、国内ターミナルを運営しておられる日本空港ビルデング株式会社及び空港施設株式会社との連携も重要であると考えますが、関係者連絡会(仮称)のメンバーに、日本空港ビルデング株式会社、空港施設株式会社も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
115	実施方針	7	25	国が「関係者連絡会」(仮称)を設置することとなるも、SPC及び関係事業者間での相互の調整が決着しない場合は国が調整を行うのでしょうか。その調整の結果によっては、必要に応じて事業契約は変更されると理解して良いのでしょうか。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。調整の結果によりますが、事業契約を変更することは想定していません。
116	実施方針	7	25、26	関係者連絡会(仮称)の設置にあたって、当該連絡会における国の立場・役割につきましてご教示ください。	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。 関係事業者間における費用負担については、原則としてSPCと関係者との間で調整するものとし、国は負担しません。
117	実施方針	8	22	「事業終了時点においても、対象施設を要求水準に示す良好な状態に保持しなければならない。」とありますが、更新時期に差し掛かる機器・施設等は設備更新を行わずとも、その時点で要求水準を満足していればよいと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
118	実施方針	8	22	事業期間終了時の措置について、要求水準書に示す良好な状態とは具体的にどのような状態を指すのでしょうか。	要求水準を満たしている状態を指します。
119	実施方針	8	27	本事業が独立採算となっているため、通常のVFM計算は不可能と理解していますが、「効果的」又は「合理的」とは具体的にどのような基準を示しているのでしょうか。	公共サービスの提供が、一定の利用料金収入の下で、民間事業としての収益水準と安定性を有しているかという検証を行うことを想定しています。
120	実施方針	8	27	特定事業の選定において、SPCが支払う地代は考慮されますでしょうか。	特定事業の選定に当たっては、民間事業としての収益水準と安定性を有しているかの検証を行うこととし、SPCが支払う地代の多寡をVFMとして算定することは想定していません。
121	実施方針	8	30	本件を「選定事業」とするための具体的基準如何。どのような場合(例示)に、特定事業の選定を行わないこととなるのか。	公共サービスの提供が、一定の利用料金収入の下で、民間事業としての収益水準と安定性を有していることが認められない場合が想定されます。
122	実施方針	9	5	貨物ターミナル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、万一いづれかが特定事業に選定されなかったとしても、選定された事業は予定どおり実施されると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
123	実施方針	10	2	1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方について、公募型プロポーザル方式が採用されるということは、国殿と選定事業者の間で、事業者選定前に公表される基本協定(案)、事業契約(案)の変更も認められるという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。



124	実施方針	10	2	1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方について、第一次審査の得点は、第二次審査にキャリアオーバーされるのでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うこととし、その得点は第二次審査には引き継がないことを予定しています。
125	実施方針	10	2	1. 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方について、定量的評価及び定性的な評価についてどのようにお考えでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
126	実施方針	10	11	貨物ターミナル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、両事業の有識者等委員会の委員は同一であると理解してよろしいでしょうか。	有識者等委員会の構成員については、募集要項等公表時に示します。
127	実施方針	10	11	有識者等委員会のメンバーについては、独立採算業務ですので、有識者だけではなく経営的知見を持つ者と、実際の利用者の声を反映させる必要があると考えます。経営コンサルタントや、内外航空会社及び旅客の代表等もメンバーに加えて下さい。	有識者等委員会の構成員については、募集要項等公表時に示します。
128	実施方針	10	15	有識者等委員会から「評価内容等の意見を聞く」とありますが、有識者等委員会の位置づけは諮問的な役割ということでしょうか。	有識者等委員会は、審査資料についての審議を行います。
129	実施方針	10	21	「提出資料の作成に関する説明会を開催することを予定している。」とありますが、いつ頃開催予定とお考えでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
130	実施方針	11	1	各応募者が公表される時期はいつごろを予定しているのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
131	実施方針	11	4	第一次(第二次)審査資料を提出した応募者を対象に、必要に応じて内容についてヒアリングを行うとありますが、外国法人の参加に備え、英語でのご対応もして頂ける準備があると認識して宜しいでしょうか。	ヒアリングにおいて使用する言語は日本語とします。
132	実施方針	11	4	応募者を対象に必要に応じてヒアリングを行うとありますが、プレゼンテーションを行うことは想定されているのでしょうか。	ヒアリングの方法については、ヒアリング参加者に通知することを想定しています。
133	実施方針	11	4、23	ヒアリング時のプレゼンテーション手法や制約は募集要項に示されるのでしょうか。	ヒアリングの方法については、ヒアリング参加者に通知することを想定しています。
134	実施方針	11	5	ヒアリングの内容、ヒアリングに出席すべき者としてどのような役職や役割の者を想定しているのでしょうか。	ヒアリングの方法等については、ヒアリング参加者に通知することを想定しています。
135	実施方針	11	7	第一次審査の審査結果は第二次審査の結果に加味されるのでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うこととし、その得点は第二次審査には引き継がないことを予定しています。
136	実施方針	11	7	第一次審査により応募者を絞り込む予定とのことですが、絞り込みにあたって順位はつけるのでしょうか。またその場合、順位は第二次審査に影響するのでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うこととし、その得点は第二次審査には引き継がないことを予定しています。
137	実施方針	11	15	第一次審査の具体的な内容を募集要項に先立ちお示しください。	募集要項等公表時に示します。
138	実施方針	11	15	第一次審査事項の結果は、第二次審査に引継ぐのでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うこととし、その得点は第二次審査には引き継がないことを予定しています。
139	実施方針	11	15	第一次審査事項として、・全体事業方針、・事業実施体制、・類似業務実績の3点が掲げられていますが、第一次審査事項は、コスト的な観点よりは、本事業を実施する事業者としての能力があるかという観点で審査されるという理解でよろしいでしょうか。	第一次審査はSPCとして必要な基本的能力を問うことを想定しています。詳細については、募集要項等公表時に示します。
140	実施方針	11	17	事業実施体制にはSPCの経営陣の選出を含めた経営体制が評価されるという理解でよろしいでしょうか。	詳細については、募集要項等公表時に示します。
141	実施方針	11	17	審査事項に「類似業務実績」とありますが、具体的にどのようなものをお考えですか。事例等で示していただきたい。	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
142	実施方針	11	18	第一次審査における類似業務実績とは、「設計・施工監理・維持管理の各業務における類似業務の実績」でしょうか。実績となる施設は旅客ターミナルビルに限定されるのでしょうか。	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
143	実施方針	11	18	施工監理業務にはCM業務や工事監理監修業務も類似業務の実績として認められますか。	募集要項等公表時に示します。
144	実施方針	11	18	第一次審査事項における「類似業務実績」とは、どのような業務をお考えなのでしょうか。ご教示下さい。	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
145	実施方針	11	18	類似業務実績とは具体的に何を示しているのでしょうか。PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図ることを前提とするのであれば、幅広い業界からの参画が望ましく、類似実績は空港業務に絞ったものではないと理解しますが、宜しいでしょうか。以上を踏まえた上、第一次審査事項としての選定基準を明確にして頂きたい。	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
146	実施方針	11	18	第一次審査事項の「類似業務実績」とは国際線旅客ターミナルビルの運営実績と理解してよろしいでしょうか。	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。

147	実施方針	11	18	類似業務実績とは空港旅客ターミナルビルにかかわる運営・整備の実績のことを指すと解釈してよろしいでしょうか。	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
148	実施方針	11	18	どこまでの業務が類似と認定されるのでしょうか？	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
149	実施方針	11	18	第一次審査では、「類似業務実績」も審査事項になるとのことですが、具体的にどのような業務実績を念頭に置いているのでしょうか。類似業務になるものとそうでないものとの具体例を示していただきたい。	国際線旅客ターミナルビルの実績に限定するのではなく、広く基本的な能力を審査する方向で検討します。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
150	実施方針	11	26	①事業計画の中で資金調達が評価の対象となっているが、資金調達を行う際の評価軸について何かお考えがあれば、お聞かせ願いたい。 ②事業計画の事業採算性等で利用料金収入の需要変動リスク、事業収支の妥当性についてのチェックはどのようにして行う予定であるか。 ③付帯事業の評価はどのように行うのか。(コンセッション部分等からの収益、税負担への評価はどうか)	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
151	実施方針	12	4	「事業採算性」はどのように評価されるのでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
152	実施方針	12	4	事業採算性の評価にあたっては、SPCの収益性が高いほど、より有利な評価をされるという理解でよろしいでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
153	実施方針	12	5	事業者選定基準の料金設定の項目に、土地の地代、航空会社からの賃貸料が含まれていないが、募集要項等でこれを提示し、すべての応募者は一定の前提をベースに提案することとなりますでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
154	実施方針	12	5	事業者選定基準の料金設定の項目に、土地の地代、航空運送会社等からの施設賃貸料が含まれていないが、定量評価の対象ではないでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
155	実施方針	12	5	応募者は、航空旅客からの旅客取扱施設使用料の金額を提案して、この金額が確定することになりますでしょうか。提案の前提条件(例えば航空会社からの賃貸料、需要予想等)がSPCに帰すべきでない理由により変更となった場合、旅客取扱施設使用料の改定を行うことが可能でしょうか。	旅客取扱施設使用料については、航空旅客の共通の利用に供する施設の整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
156	実施方針	12	5	第二次審査選定基準の項目として挙げられている「旅客取扱施設使用料」「駐車料金」について、国で想定している上限額・下限額はないのでしょうか。	旅客取扱施設使用料及び駐車料金については、それぞれの施設ごとの整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
157	実施方針	12	5	第二次審査選定基準の「料金設定(航空旅客からの旅客取扱施設使用料、駐車料金等の設定)」の「等」について、具体的には何を想定されているのでしょうか。また、土地貸付料は含まれないという理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
158	実施方針	12	17	審査評価の過程については、個別の審査員の発言内容が判るよう、提案者のノウハウ・アイデアを除いて完全公開として頂きたい。	国は、審査結果(第一次審査結果を含む。)及び審査の評価の過程について公表します。
159	実施方針	12	25	SPCの本社所在地を旅客ターミナルビルの所在地とすることは可能でしょうか。	可能です。
160	実施方針	12	25	貨物ターミナル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、仮に両事業者の落札者が同一の民間事業者となった場合、SPCの実態(出資者構成、役員等)が同じでも構わないと理解してよろしいでしょうか。	SPCの実態が同じでも構いませんが、会社は2つ設立する必要があります。
161	実施方針	13	2	特定事業の選定の取消として、応募者がいない場合等に選定事業者を決定しない由であるが、入札の結果、応募者が一社/一グループのみであった場合でも事業者を決定するのかわ	応募があった一社(一グループ)について、事業者選定手続を実施します。
162	実施方針	13	2	「応募者がいない場合、…特定事業の選定を取り消す」とのことですが、応募者が1社(もしくは1グループ)の場合はどうなるのでしょうか？	応募があった一社(一グループ)について、事業者選定手続を実施します。
163	実施方針	13	11~17	国が応募者の提出書類を無償で使用する場合、応募者に対して事前に連絡していただけると理解してよろしいでしょうか。	評価事項について公表することから、事前に連絡を行うことは考えていません。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
164	実施方針	13	16	選定事業者の提出書類の著作権を国に譲渡する理由をお教えてください。	著作権の取扱いについては、募集要項等公表時に示します。
165	実施方針	13	16	「選定事業者の提出書類の著作権は、今回の事業契約の締結により国に譲渡」とあるが、これは有償でしょうか無償でしょうか？	著作権の取扱いについては、募集要項等公表時に示します。

166	実施方針	13	23	応募者の提出書類には応募者のノウハウ等が含まれていることから、公開にあたっては事前にご協議させていただけますでしょうか。	評価事項について公表することから、事前に協議を行うことは考えていません。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
167	実施方針	13	23	応募者からの提出書類を一部公開する場合がありますとのことですが、ここでの「一部」とは何を指すのでしょうか。また、公開される場合には、事前にSPCにその旨通知されるという理解でよろしいでしょうか。	評価事項について公表することから、事前に通知を行うことは考えていません。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
168	実施方針	14	1	外国企業単独、若しくは外国企業グループの出資比率に対する規制はないのでしょうか。	外国企業単独、若しくは外国企業グループの出資比率に対する規制はありません。
169	実施方針	14	6	「応募者は応募企業又は応募グループを構成する企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする」とありますが、具体的には、いつ、どういった内容を明らかにすることが求められているのでしょうか？	詳細については、募集要項等公表時に示します。
170	実施方針	14	6	貨物ターミナル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、民間事業者は、応募グループの構成の如何を問わず、両事業に応募できると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
171	実施方針	14	6	応募グループに航空運送事業者が含まれる場合、そのグループが落選した場合も、当該航空運送事業者が施設を借り受けることは可能なのでしょうか。	可能です。
172	実施方針	14	7	資料提出以降(特に第二次審査資料提出期限以降、選定事業候補者決定時までの期間)、代表企業・構成員・協力企業間の業務分担変更は認められるのか？	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、代表企業、構成員、協力会社間の業務分担の変更を認めます。
173	実施方針	14	8	代表企業は構成員の中から任意に選定してよろしいでしょうか。	任意に選定して構いません。
174	実施方針	14	11	SPCの設立に関する制限事項(設立地、数等)はありますでしょうか。「大会社」もしくは「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとることを要するので、日本以外の国に設立することは不可能なのでしょうか。業務の内容に応じて複数設立することは可能と考えて宜しいでしょうか。また、応募企業、構成員又は協力会社の参加資格を充足していれば、外国法人による間接出資も認められると解釈して宜しいでしょうか。	SPCを日本国以外に設立することは認めません。また、国は本事業の事業契約を一のSPCとのみ締結するため、複数設立することは認めません。なお、外国法人による間接出資は可能です。
175	実施方針	14	11	SPC事業者は、「大会社」あるいは「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとることありますが、必要な措置はSPC設立後直ちにとらなければならないのでしょうか。それとも、ターミナルビル供用までにとればよいのでしょうか。	事業契約締結の日までに、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に定める「大会社」又は「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとることを求めます。
176	実施方針	14	11	SPCへの出資の方法は、(商法上株式会社に認められ、実施方針に定められた議決権保有割合が満たされている限り)、どのような方法でもよい(優先株、無議決権株等の種類株式を任意に組み合わせることも可能)と理解してよろしいでしょうか。	商法上株式会社に認められ、実施方針P. 14の3.(1)②に規定する要件が満たされている限り、優先株、無議決権株等の種類株式を任意に組み合わせることも可能です。
177	実施方針	14	11~14	「「大会社」あるいは「みなし大会社」に該当するように必要な措置をとることを要する。」と記載されておりますが、これをSPC設立条件とした理由につきまして教えてください。	本事業が独立採算事業であることに鑑み、SPCによる事業運営の安定性を確保するため、会計監査人の監査を受けることを義務づけられている「大会社」あるいは「みなし大会社」とすることとしたものです。
178	実施方針	14	13	SPCは商法に定める「大会社」あるいは「みなし大会社」にするとありますが、それ以外にSPCの資本金額に要件(いくら以上)があるのでしょうか。	それ以外の資本要件はありません。
179	実施方針	14	15	議決権が維持されれば、SPC設立後の増資、承諾された譲渡は可能という理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
180	実施方針	14	16	応募企業、構成員以外の出資について基本的には制限がないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針P. 14の3.(1)②に規定する要件を除き、出資については基本的に制限することは想定していません。
181	実施方針	14	16	SPCは、議決権のない株式を発行することはできるのでしょうか。	可能です。
182	実施方針	14	16	実施方針第2 3.(1)①にある「構成員」の定義から、本項で言う「構成員である株主」は複数企業でも良いと理解するも正しいのでしょうか。即ち応募グループを構成する複数企業(=「構成員」、但し「代表企業」を含む)が「SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権」を保有すれば要件を満たすと理解してよろしいでしょうか？	実施方針P. 14の3.(1)②(ア)に規定する要件については、そのとおりです。
183	実施方針	14	18	本項で言う「株主」とは単独企業を意味すると理解しますが、正しいのでしょうか？	個人でも構いません。
184	実施方針	14	18	(イ)の意味するところは、構成員ではない株主が持っている株の総数は、構成員である株主の中の筆頭株主の株数を上回ってはいけないという意味でしょうか。例えば、構成員ではない株主が3人いて、それぞれ10%ずつ持っているとする(計30%)、構成員である筆頭株主は30%超を持っていないといけないということでしょうか。	構成員ではない株主が持っている株式の総数ではなく、構成員ではない株主が持っている株数が構成員である株主の中の筆頭株主の株数を上回ってはいけないという意味です。

185	実施方針	14	20	金融機関への担保権の設定を始めとして、どういった場合に、国が書面による承諾を行うのでしょうか。	事業の実施に支障がないと判断した場合には、国は書面による承諾を行います。
186	実施方針	14	20	代表企業、構成員、協力会社(「構成員等」)の変更は認めないとされ、またSPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株を保有することとされているが、構成員等以外の株主も、全事業期間を通じてSPCの株式を保有しつづける義務があるということか？	SPCの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでSPCの株式を保有することとしますが、国の事前の書面による承諾がある場合には、譲渡を行うことができることとします。
187	実施方針	14	20	SPCの株主が本事業の事業契約が終了するまで保有しなければならない株式には、議決権を持たない優先株や株主劣後ローンは含まれないと理解してよろしいのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
188	実施方針	14	20	SPCが保有する株式は、議決権、保有割合の規定を守る範囲において、代表企業・構成員間における株の売買を行なうことは可能でしょうか。	国の事前の書面による承諾がある場合には可能です。
189	実施方針	14	20	(ウ)でいう「国の事前の書面による承諾」の「事前」とは、どういうタイミングなのでしょう。コンソーシアムを組んで応札している段階なのか、SPCを組成した段階なのか、それとも、SPCを組成して何年か経過し、実際に処分を行なう段階でもいのでしょうか。	実際に処分を行う段階ですが、詳細については、募集要項等公表時に示します。
190	実施方針	14	21	SPCは事業期間中に減資を行ってもよろしいのでしょうか。	国の事前の書面による承諾がある場合には可能です。
191	実施方針	14	22	SPCの株式に担保権等の設定するための手続き等をご教授願います。	国の事前の書面による承諾を得る必要があります。
192	実施方針	14	24	「協力企業」はSPCに出資を行わない企業と理解しますが、正しいのでしょうか？	協力会社はSPCに出資を行う必要はありません。
193	実施方針	14	24	SPCの業務の一部を「応募企業、構成員又は協力会社」以外の企業に受託又は請け負わせることも可能だと理解しますが、正しいのでしょうか？	実施方針P. 15の3. (1)③(ア)(イ)の業務を「応募企業、構成員又は協力会社」以外の企業に委託又は請け負わせることはできません。
194	実施方針	14	24	応募の時点で明記された業務以外の協力会社を明確化できない場合は、登録しなくてもよいとの理解でよろしいのでしょうか。	実施方針P. 15の3. (1)③(ア)(イ)の業務以外の業務を実施する会社は「協力会社」には該当しません。
195	実施方針	14	24	「以下の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする」とあり、(ア)(イ)が示されています。第一次審査時に、①全ての業務について明らかにする必要があるのでしょうか。②運営に関する業務には多くの種類がありますが、どの程度明らかにする必要がありますのでしょうか。③運営や維持管理に関する業務を受託する企業は契約期間中、変更は認められるのでしょうか。	①実施方針P. 15の3. (1)③(ア)(イ)の業務に携わることを予定している場合には、応募者はその旨を明らかにする必要があります。 ②詳細については、募集要項等公表時に示します。 ③国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には可能です。
196	実施方針	14	24	③全体の記述のうち、次頁の「なお、」の前までの記述の意味は、応募者は、応募企業または応募グループの構成員、および協力会社の名前を明らかにすること、(ア)(イ)の各業務を担当する応募企業または構成員、および協力会社の名前を明らかにすること、という理解でよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
197	実施方針	14	24	「応募者は、応募に当たり、…」とありますが、第一次審査資料に於いても、「応募企業、構成員又は協力企業を明らかにする」必要有りますでしょうか？	そのとおりです。
198	実施方針	14	28	(ア)(イ)以外の業務を携わらせる予定の会社がある場合にはその者を明らかにする必要はないと考えてよろしいのでしょうか。	応募者は、応募企業、構成員及び協力会社の名前を明らかにするとともに、実施方針P. 15の3. (1)③(ア)(イ)の各業務を担当する応募企業、構成員又は協力会社の名前を明らかにすることが必要です。
199	実施方針	14	28	SPCが、対象施設の運営や整備に関する業務を協力会社等に受託させ、又は請け負わせることも可能であると定められていますが、その範囲に事実上の制限はありますか。事実上SPCは建設された対象施設を所有するのみで、対象施設の運営や整備に関する業務の一切を協力会社等に受託させ、又は請け負わせることも妨げられないとの理解でよろしいのでしょうか。	実施方針P. 15の3. (1)③(ア)(イ)の業務のうち、協力会社に委託又は請け負わせることができる業務に制限を設けることは想定していません。
200	実施方針	14	28	上記の質問に関連しますが、応募者が、実施方針に定められた要件を満たす2つのSPCを前提に応募し、その一方を対象施設の所有のみを行うSPC(所有SPC)、もう一方を対象施設を所有SPCから賃貸して、その運営や整備を行うSPC(運営・整備SPC)とすることは可能でしょうか。	国は本事業の事業契約を一のSPCとのみ締結することを想定しています。
201	実施方針	15	1	「運営に関する業務」に携わるものとは、構内営業者も含まれるのでしょうか。	「構内営業者に対する施設貸与業務」を実施する者は、「運営に関する業務」に携わる者に含まれますが、当該実施者から施設貸与を受けた構内営業者は、「運営に関する業務」に携わる者には含まれません。

202	実施方針	15	5、11	「対象施設の維持管理」については、施工を実施する事業者が施工後に維持管理を行うことができないという意味でしょうか。具体的には、維持管理業務の中で、修繕や更新業務は施工を実施する事業者で担当させることも事業的には考えられます。	「対象施設の維持管理に関する業務」は、応募企業、構成員又は協力が社が実施することとなりますが、応募企業、構成員又は協力が社と同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係のある者が、対象施設の施工を実施する事業者となることはできません。また、対象施設の施工同様、WTO政府調達協定における基準額以上の修繕・改良工事については、同協定に準じて一般競争により発注することとなります。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
203	実施方針	15	9	「応募企業、構成員又は協力が社と同一の者」は、対象施設の施工を実施する事業者となることはできない」とありますが、SPCがCM(コンストラクションマネジメント)業務を行い、施設の施工を分割発注する方式を採用することは可能でしょうか。	分割発注しても構いません。 ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分割発注することは認められません。 なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
204	実施方針	15	11	3.応募者の参加資格要件 (1)応募者の構成 ④において、「応募企業、構成員または協力が社と同一の者、または相互に資本関係もしくは人的関係のある者が、対象施設の施工業者となることはできない」とありますが、構成員が施工業者より再委託を受ける場合は問題ないと理解してよろしいでしょうか？	構成員が対象施設の施工を実施する事業者より再委託を受けることは認められません。
205	実施方針	15	24	(イ)人的関係について、役員 の定義をご教示ください。例えば、監査役や執行役員は、役員 の定義となるのでしょうか。会社の役員には、社外取締役は含まれるのでしょうか。	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
206	実施方針	15	28	「役員」について、監査役は該当しないと解釈してよろしいでしょうか。	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
207	実施方針	15	29	ここでの「役員」には、委員会等設置会社における執行役や、社外取締役、常勤監査役、非常勤監査役等を含むのでしょうか。	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
208	実施方針	16	5	構成員又は協力が社の変更について、国はその事情を検討するとされていますが、どういった事情の場合に、代表企業、構成員又は協力が社の変更が認められるのでしょうか？また、本件は事業契約の決定までの期間について定めるものであって、30年間の事業期間にわたって、構成員または協力が社の変更を認めないということではないと理解してよろしいでしょうか？	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、代表企業、構成員又は協力が社の変更を認めます。
209	実施方針	16	5	資料提出以降(特に第二次審査資料提出期限以降、選定事業候補者決定時までの期間)、代表企業・構成員・協力企業(「構成員等」)の変更が認められないとされる理由は何か？事業の詳細を詰めていく過程(第2次審査期間中も含む)で構成員等変更が避けられないケースが有り得る。	提案内容に影響が出るおそれがあり、公正な評価ができなくなるおそれがあるためです。
210	実施方針	16	5	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合とは、具体的にどのような事情が考えられますか。	参加資格要件の欠格事由に該当した場合が考えられます。
211	実施方針	16	5	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合、構成員等に代わる企業を応募グループ以外から新たに加えることは可能でしょうか。	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、構成員等の変更を可能とします。ただし、原則として、提案内容が変化するような構成員等の変更は認めません。

212	実施方針	16	5	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合、第一次審査の結果は変更前後でどのように扱われるのでしょうか。	第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時点までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、構成員等の変更を可能とします。ただし、原則として、提案内容が変化するような構成員の変更は認めません。
213	実施方針	16	5	構成員等を変更せざるを得ない事情が生じた場合の対応についてご教示願います。	国と協議することとなります。
214	実施方針	16	5	①代表企業、構成員又は協力会社については、変更できないのが原則で、変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議して変更が認められることもあるとされていますが、例えば、どのような場合なのでしょう。具体的な事例を挙げていただきたい。②但し、第二次審査資料を提出後、事業候補者決定の時点までの間については、いかなる事情があっても、変更は認められないということなのでしょうか。③そうであるとすれば、それは何故でしょうか。	①第二次審査資料の提出期限の日から選定事業候補者の決定の時点までの期間を除き、国が事業の実施に支障がないと判断し、事前に書面による承諾を行った場合には、代表企業、構成員又は協力会社の変更を認めます。 ②そのとおりです。 ③提案内容に影響が出るおそれがあり、公正な評価ができなくなるおそれがあるためです。
215	実施方針	16	12	P7(9)において本事業に関係する事業者として列記されている事業者が、応募グループの構成員又は協力会社となることは可能でしょうか？	可能です。
216	実施方針	16	12	「当該応募グループの代表企業、構成員又は協力会社のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力会社となることは認めない。ただし、当該応募グループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募グループの協力会社である場合を除く」とありますが、これは、親子間で複数のグループの協力会社になることのみが認められる、という理解でよろしいですか。	Aグループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が、Bグループの協力会社となることはできるという趣旨です。
217	実施方針	16	12～16	当該応募企業、構成員又は協力会社の知り得ない範囲で不可抗力により結果的に親会社を同じくする子会社同士が他の応募企業、構成員又は協力会社となっていた場合、自動的に失格となることなく子会社同士等で調整する機会を設けることは可能でしょうか。また、当該応募者は他にどのようなグループが応募しているかを知ることができないため、この調整につきましては、国から指示されるものと理解してよいでしょうか。	調整する機会を設けることは可能です。調整については国の指示で行います。
218	実施方針	16	14	ただし書き(ただし、当該応募者の協力企業と…)以降の趣旨をご説明ください。	Aグループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が、Bグループの協力会社となることはできるという趣旨です。
219	実施方針	16	14	「協力会社」とは異なる「当該応募者の協力会社」とは、例えばどのようなものなのでしょうか。	Aグループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が、Bグループの協力会社となることはできるという趣旨です。
220	実施方針	16	14、15	「ただし、当該応募者の協力会社と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力会社である場合を除く。」と記載されておりますが、資本又は人的関係のあるグループ企業同士が異なるコンソーシアムの協力会社として本事業に応募することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	Aグループの協力会社と資本関係又は人的関係のある者が、Bグループの協力会社となることはできるという趣旨です。
221	実施方針	16	16	維持管理企業、運営企業については、①にお示しいただきました共通の参加資格要件を満たしていればよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
222	実施方針	16	24	参加資格要件に“航空局所掌の工事請負契約に基づく指名停止を受けていない”とされています。当該条件は構成員・協力会社に共通の資格要件ですが、このことは全ての構成員・協力会社が、航空局所掌の工事請負契約に係る事前の指名登録が完了していることを要求しているわけではない、との理解で差し支えないでしょうか。また、事前の指名登録が完了している構成員が必ず含まれていることを参加資格要件として要求しているのでしょうか。	航空局所掌の工事請負契約に係る事前の指名登録については要求していません。
223	実施方針	16	29	応募者の参加資格要件として、国が本事業検討を委託した日本総研を始めとする各社と資本関係、人的関係において関連のある者でないこととされていますが、融資機関、融資団に関しては、この限りでないということでしょうか。	実施方針P. 16の3.(2)①(エ)に規定する参加資格要件は、応募企業、構成員又は協力会社が満たすことが必要な要件であり、融資機関、融資団に関してはこの限りではありません。
224	実施方針	16	29	国から検討を受託した会社及び協力者と応募者との関係に関しては、本事業の検討調査業務を公募した際の『公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示・第1012号(平成16年6月21日)』6.(7)と同義であるべきことから、本項の「人的関係」、ひいては「役員」(実施方針15頁、3.(1)⑤(イ))に就いては、前述公募の規定と同じく「代表権もしくは業務執行権を有する取締役もしくは社員」と規定し、従い、本実施方針に規定せる「役員」から、「社外取締役」並びに「監査役」は除外される、と理解しますが正しいでしょうか。	役員とは、 ①会社の代表権を有する取締役(代表取締役) ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。) ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人 ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいいます。
225	実施方針	17	5	外国人において、(ア)(イ)につき同等の要件を満たしていると国が確認できることが必要となっており、確認方法は募集要項等公表時に示すとなっておりますが、参加表明期限までの間に準備することが時間的に十分可能な確認方法を検討しておられるのでしょうか。	募集要項等公表時から第一次審査資料受付までの間に準備することが時間的に十分可能な確認方法を想定しています。

226	実施方針	17	7	設計企業の参加資格要件について、応募企業、構成員又は協力会社の場合と同様に、外国法人においてはその適用法令において同等の要件を満たしていると確認できれば参加できると判断して宜しいでしょうか。その判断基準をご指摘頂きたい。	設計企業の参加資格要件については、東京航空局における「建設コンサルタント業務」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること及び建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることが必要です。したがって、その適用法令において同等の要件を満たしているのみでは、設計企業の参加資格要件を満たしていることとはなりません。
227	実施方針	17	8、22	②設計企業③施工監理企業の参加要件が今後増えることがありますか。	現時点では想定していません。
228	実施方針	17	21	施工監理企業の参加資格要件について、応募企業、構成員又は協力会社の場合と同様に、外国法人においてはその適用法令において同等の要件を満たしていると確認できれば参加できると判断して宜しいでしょうか。その判断基準をご指摘頂きたい。	施工監理企業の参加資格要件については、東京航空局における「建設コンサルタント業務」に係る平成17・18年度一般競争参加資格の決定を受けていること及び建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であることが必要です。したがって、その適用法令において同等の要件を満たしているのみでは、施工監理企業の参加資格要件を満たしていることとはなりません。
229	実施方針	17	22	用語「施工監理」に関しては、実施方針6頁、第1 1.(5)⑤及び業務要求水準書(案)4頁 第2章 2.(3)3)では共に「施工」を主たる定義として理解しますが、ここでは「監理」に関してのみ対象にしていると考えて宜しいでしょうか？	「施工監理」とは、「施工」を指すのではなく、実施方針P. 6の1.(5)⑤に示す業務を指します。
230	実施方針	18	6	SPCが選定する対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件は、国が事前に指定するという理解でよろしいでしょうか。	対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件については、募集要項等公表時に示します。
231	実施方針	18	7~9	「対象施設の施工を実施する事業者を選定する場合の参加資格要件」につきましては、対象とする施設・設備(例:国際線旅客ターミナルビル、駐車場、電気設備、機械設備)の性質により大きく異なります。そのため、SPCが公正・適切に事業者を選定するために、当該事業者の参加資格要件につきましては、募集要項等では基本的な要件の規定に留めて、詳細な要件は、発注段階にSPCが各施設・設備の性質及び必要な参加資格を鑑みて定めることとして理解してよろしいでしょうか。	対象施設の施工を実施する事業者の参加資格要件については、募集要項等公表時に示します。
232	実施方針	19	3	SPCとして適性なリスク管理を検討する上で、本事業に関して国が付保を予定している保険等の内容をご提示願います。また、SPCに対して付保を求める保険等があればあわせてご提示願います。	国が付保を予定している保険はありません。
233	実施方針	19	14	施工を担当する受託企業の破綻により、SPCが履行保証保険の金額を超える損害を被った場合、このリスクはSPC負担となりますでしょうか。	そのとおりです。
234	実施方針	19	14	(1)設計及び施行の履行の確保について、SPCが、当該事業者との間で、施行費相当分の100分の10以上について、履行保証保険付保等による施行期間中の履行保証を行うことを求めることを想定しているのとありますが、履行保証を行うことを求めなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
235	実施方針	19	20	監視の結果、SPCの責任が履行されていないと判明された場合、国のSPCに対する措置は、契約の解除以外、どういことを想定されているのでしょうか。	国はSPCに対して改善勧告を行い、一定期間内に改善・復旧計画の提出及び実施を求め、SPCが当該期間内に修復することができなかった場合は、契約解除とすることを想定しています。
236	実施方針	19	20	実施状況の監視につきまして、外国企業の参加に伴い、英語でのモニタリングレポートの提出も受理されると考えて宜しいでしょうか。	使用言語は日本語とします。
237	実施方針	19	20	実施状況の監視の中で、本プロジェクトにおいて詳細な工事内訳等、会計検査院の対象となるところがあればご教示下さい。	ありません。なお、CIQ施設については会計検査院の対象となりますが、CIQ施設の設計、施工は本事業の対象ではありません。
238	実施方針	19	28	設計における国の確認期間はどのくらいと考えればよろしいでしょうか。	設計期間中に定期的な確認を行うこととしていることから、設計完了時の承認については、指定した設計図書を提出して頂いた後、速やかに処理できると考えています。
239	実施方針	20	1	SPCが設計内容について国殿に定期的に報告するとありますが、対象施設の設計企業が行ってもよろしいのでしょうか。設計内容についてはSPCではなく、対象施設の設計企業の責任と解釈してよろしいでしょうか。	報告は、SPCが行うこととします。また、設計内容についての責任は、国との関係では、設計企業ではなくSPCが負います。
240	実施方針	20	10	SPCは、運営期間中、当初提出した事業計画を上回る収益性の確保、経営効率化が実現した場合であっても、国殿に対してその収益の一部を還元する必要はなく、あくまでも国殿は業務の実施状況の確認をされるという理解でよろしいでしょうか。	SPCが当初の事業計画を上回る収益をあげている場合の取扱いについては、募集要項等公表時に示します。
241	実施方針	20	10	「定期的に国から実施状況の確認を受ける。」とありますが、定期的とはどの程度の頻度を想定されているのでしょうか。	進捗状況によって異なりますが、平均して月1回程度を想定しています。

242	実施方針	20	13	協議が整わない場合、対象施設は変更しないとの理解でよろしいでしょうか。	国が対象施設の増改築を要請した場合には、対象施設の増改築の計画について国とSPCが協議を行い、場合によっては計画変更を行うことを含めて両者が合意することが大前提ですが、これらの調整を行ったにもかかわらず協議が整わない場合には、国は事業契約を解除することができます。
243	実施方針	20	13	事業期間中の対象施設等の変更についての協議においては、その発議は国とSPCのそれぞれから行うことが認められているとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
244	実施方針	20	14	「対象施設又は運営内容の変更が必要となった場合」とは、施設の増改築も含まれると理解してよろしいでしょうか。また、国とSPCの協議が整わなかった場合の措置をご提示願います。	「対象施設又は運営内容の変更が必要となった場合」とは、対象施設の増改築も含まれます。国が対象施設の増改築を要請した場合には、対象施設の増改築の計画について国とSPCが協議を行い、場合によっては計画変更を行うことを含めて両者が合意することが大前提ですが、これらの調整を行ったにもかかわらず協議が整わない場合には、国は事業契約を解除することができます。
245	実施方針	20	16	協議を行う目的は、事業の安定的な遂行という理解でよろしいでしょうか。	利用者のニーズや社会情勢に応じたサービスの提供という公共的要請と、事業者の要望を調整するためのものです。
246	実施方針	20	16	【(3)対象施設等の変更】事業期間中、対象施設等の変更が必要になった場合、国とSPCは協議するとありますが、国からの要求による設計・工事内容の変更や運営内容の変更に伴い事業者に追加費用が生じる場合、当該費用は原則国でご負担頂き、支払方法については協議により決定されるという理解でよろしいでしょうか。	国が対象施設の増改築を要請した場合には、対象施設の増改築の計画について国とSPCが協議を行い、場合によっては計画変更を行うことを含めて両者が合意することが大前提です。なお、SPCは、当該増改築の実施に要する費用を、旅客取扱施設使用料等により回収することを想定しており、国が追加費用を負担することは想定していません。
247	実施方針	21	5	本事業に関する検討を委託した(株)日本総合研究所の平成16年12月付け中間報告書では、旅客ターミナルビルの貸付対象敷地面積は270,000M2となっていました。今回132,000M2に減少した理由があれば、お聞かせ願いますでしょうか。	中間報告書において示した面積は、国際旅客ゾーンの対象面積です。
248	実施方針	21	5	貸付対象敷地面積：約132,000㎡とありますが、応募者の建築計画上等の創意工夫により貸付対象敷地面積を縮小することは可能でしょうか。また、将来余地を含むとすれば、初期の未利用時点からSPCに土地借料の負担が掛かるのでしょうか。	国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。また、段階的な貸付けは行わず、一括で貸し付けることを想定しています。
249	実施方針	21	6	貸付対象敷地面積は、国際旅客ゾーン前構内地区の道路を除くすべてとされていますが、SPCが、貸付面積を縮小希望を出すことは可能でしょうか。	国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。
250	実施方針	21	14	「当該区域を同一敷地内とみなすことができる」とのことですが、もともと一体なのではないでしょうか。特別な意味があるのか、ご教示願えないでしょうか。	現在、本敷地は一団地申請における同一の区域ではなく、建築許可までには一団地申請における同一の区域となる予定です。
251	実施方針	21	17	「国際地区の他施設との連携が図れるように対象施設を適切に配置」とありますが、東京モノレール新駅建設計画、既存京浜急行の軌道及び換気口並びに新駅建設計画に関する詳細な資料を提示願います。	詳細については、募集要項等公表時に示します。
252	実施方針	21	20	前提条件の算出根拠をご開示願えないでしょうか。	首都圏の航空旅客数の今後の需要予測等を考慮して算定した値です。
253	実施方針	21	20	対象施設の規模に関する事項において深夜早期時間帯の発着容量を始めとする諸条件については募集要項時に明示されるのでしょうか。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。
254	実施方針	21	20	貨物ターミナルの実施方針では、深夜早期時間帯の貨物便の就航予定が記載されていますが、本実施方針では旅客便の深夜早期時間帯の就航予定が記載されておりません。一方業務要求水準書(案)3頁 第1章 第2節「基礎数値-深夜早期時間帯」には旅客便の深夜早期時間帯の就航予定が記載されていますが、深夜早期時間帯の予定される年間発着回数及び年間旅客数をご教示願えないでしょうか。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。
255	実施方針	21	21	「昼間時間帯・国際定期便に係る前提条件に留意する」との記載がありますが、業務要求水準書記載の深夜早期時間帯との整合性をどう取ればよいのでしょうか。	本事業において、深夜早期時間帯に必要な処理能力は、昼間時間帯の処理能力を超えることはない想定しています。
256	実施方針	21	25、26	前提条件の数値(年間発着回数3万回、年間旅客数約700万人等)は、設計以外に、審査資料を作成する上で、事業や運営等の計画の前提条件として使用することを想定されていますでしょうか。もしくは、事業計画の算定等に必要な前提条件は、募集要項等公表時に別にご提示されるのでしょうか。	事業収支計画の提出に当たっては、需要が下ぶれた場合の旅客数をもとにした計画の提出も求め、国はその収支計画の検証を行うこととします。
257	実施方針	21	26	年間旅客数 約700万人の算定根拠をご提示願います。	昼間時間帯の発着回数概ね3万回程度をベースとして、首都圏の航空旅客数の今後の需要予測等を考慮して算定した値です。
258	実施方針	21	27	「就航路線は近距離国際旅客定期便とし、羽田発着の国内線の距離を目安として考える。」との記載がありますが、具体的な就航先(都市)の公表はいつ頃になるとお考えでしょうか。	具体的な就航路線、発着時間帯、機材等についてはまだ決まっていません。



259	実施方針	21	29	ピーク時間あたりの発着回数が、昼間時間帯において出発6回、到着6回とありますが、将来的に回数が増加し、施設の拡張を考慮に入れた提案をする必要があるのでしょうか。	利用者のニーズや社会情勢に応じて施設の変更が柔軟に行えるような提案をしていただく必要があります。
260	実施方針	22	1	「4. 土地に関する事項」における土地貸付料に関して、SPCが収入を得ることができない工事期間中については、土地貸付料の減免措置はありますでしょうか。	土地貸付料の減免措置は想定していません。
261	実施方針	22	1	第4章、4. 土地に関する事項において「行政財産である貸付け対象地を一括してSPCに有償で貸付けることを予定している」とありますが、インフラ整備事業者が道路部分あるいは敷地の一部をインフラ設備の為に賃借する場合、SPCと契約を結ぶと理解してよろしいでしょうか。	SPCが他事業者に対して貸付対象敷地の一部を転賃借することはできません。
262	実施方針	22	1	土地に関する事項について、土地貸付料は、事業者の提案事項ということになるのでしょうか。	土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
263	実施方針	22	1～5	土地貸付料の支払いサイクル(月払い、年払い等)につきましては、どの様にお考えでしょうか。	土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
264	実施方針	22	2	「貸付対象敷地を一括してSPCに有償で貸し付ける」とありますが、SPCは施設を整備しない敷地についても借り受けるものと理解してよろしいでしょうか。	一括で貸し付けることを想定しています。
265	実施方針	22	3	貸付対象敷地の一部に既存京浜急行がありますが、京浜急行の有している占有権等の権利内容と、それに関わる民間事業者への土地の貸付についての制限については「募集要項等の公表」時に提示されると考えて宜しいでしょうか。	京浜急行の地下部の一時使用許可については、地上権設定を行っていないことから、その地上部をSPCへ貸し付けることに問題はないと考えています。
266	実施方針	22	4	「貸付対象範囲を一括して」については、一括でなくその貸付範囲を施設の整備範囲のみとすることは可能でしょうか。または工事の進捗に合わせた段階的な貸付は可能でしょうか。	国が提示する貸付対象敷地面積の縮小は認めません。また、工事の進捗に合わせた段階的な貸付けは行わず、一括で貸し付けることを想定しています。
267	実施方針	22	4	行政財産である貸付対象敷地をSPCに有償で貸し付けることを予定されており、土地貸付料及び貸付対象範囲の詳細については募集要項等公表時にお示し頂けることですが、国有財産法に基づき、行政財産を貸し付ける建付けとなり、土地貸付料は行政財産使用料となると考えて宜しいでしょうか。具体的な数値に関しましても、募集要項公表よりも前に公表して頂くことは可能でしょうか。	本件は国有財産貸付契約であるため、国有財産使用許可の場合に適用される国有財産使用料の考え方が適用されることはありません。なお、土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
268	実施方針	22	4	土地貸付料の決め方に関する考え方をご提示願います。また、土地貸付料については一定であり、その多寡は評価基準とはならないと理解してよろしいでしょうか。	土地貸付料の詳細については、募集要項等公表時に示します。
269	実施方針	24	6	SPC/国それぞれの責めに帰すべき事由により事業契約が解除になった場合の、損害賠償請求額の算定方法は募集要項に規定されるのでしょうか。	損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
270	実施方針	24	9	SPCの責めに帰すべき事由により事業継続困難になった場合の違約金並びに損害賠償の額並びに範囲の具体的な考え方？損害賠償の範囲は、「直接損害」のみと理解して良いのか？	違約金及び損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
271	実施方針	24	20	違約金はどの程度を想定しているのか、ご提示願います。	違約金の考え方については、募集要項等公表時に示します。
272	実施方針	24	21	「違約金」の水準及び国等が対象施設を買い取る際の「時価」の算出方法はどのようにお考えでしょうか。	違約金及び時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
273	実施方針	24	21	違約金の具体的なレベル、決定方についてご教示をお願いします。	違約金の考え方については、募集要項等公表時に示します。
274	実施方針	24	21	国殿が事業計画を解除した場合、国殿はSPCに対して違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるとありますが、その請求はSPCの出資企業(親会社)には及ばないという理解でよろしいでしょうか。加えて、このような場合を想定し、株主保証の差入等も不要との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
275	実施方針	24	22	「時価」の算定方法若しくは算定する際に用いる算式についてご教示下さい。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
276	実施方針	24	23	対象施設の時価の決め方についてご教示をお願いします	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
277	実施方針	24、25	違約金、損害賠償の請求等	①SPCの責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合は、国はSPCに対して、違約金及び損害賠償の請求等を行なうことができますが、国の責めに帰すべき事由の場合には、SPCは国に対して、損害賠償の請求等のみで、違約金を請求できないのは何故でしょうか。②そもそも、「違約金」の内容やその根拠は何でしょうか。	本事業の違約金とは、本事業の公共性に鑑み、SPCの義務の履行を確実にするために、SPCの帰責事由によりPFI事業契約が解除となった場合に、SPCが国に対して支払うことを義務付けるものであるためです。
278	実施方針	24、26	23	「時価で買い取る」については、時価を誰が、いつの時点で、どのような方法で算出するのでしょうか。また、その手続き方法も募集要項等公表時に提示されるのでしょうか。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
279	実施方針	25	1	国の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になり、SPCの契約解除により国に対する損害賠償が発生した場合、契約解除時以降のLoss of Profit (うべかりし利益)も当該損害賠償の対象に含まれると考えてよいか。	損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。

280	実施方針	25	1	SPCの責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、国が事業契約を解除した場合は、国はSPCに対して違約金を請求できるとありますが、国の責めに帰すべき事由の場合、SPCは国に違約金を請求できないのでしょうか。	SPCは国に違約金を請求できません。
281	実施方針	25	4	国が対象施設を買い取らなかった場合、SPCは土地を原状回復の上返還することになりますでしょうか。	対象施設の買取りが発生しない場合、SPCは土地を原状回復する義務があります。
282	実施方針	25	4	SPCは、国に買取りを請求することができるようにしていただけますでしょうか。	国に買取りを請求することはできません。
283	実施方針	25	4	SPCの買取請求権が不可能な場合、SPCが請求できる損害賠償額に施設整備費も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
284	実施方針	25	4	「買い取ることができる」とありますが、どのような場合に買い取らないことを想定しているのでしょうか。	本事業の事業期間は、事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年間を予定)の満了時までとしており、本事業の事業期間を延長することは想定していません。ただし、本事業の事業契約終了後にSPCが改めて対象施設を運営する可能性を排除するものではないので、仮に、本事業の事業契約の終了後に改めてSPCが対象施設の運営を実施する場合には、国又は国が指定する第三者が対象施設を買い取ることはありません。
285	実施方針	25	4	「時価」の算定方法若しくは算定する際に用いる算式についてご教示下さい。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
286	実施方針	25	7	本項では「不可抗力その他国又はSPCの責めに帰すことのできない事由」とありますが、資料-IIの「リスク分担表(案)」では、「不可抗力リスク」は戦争、テロも含めてSPCの負担となっています。戦争、テロのリスク等はSPCの負担とすべきでは無いと考えますが(後述「意見」をご参照下さい)、ここで言う不可抗力と「リスク分担表(案)」のそれとは異なるのでしょうか？	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
287	実施方針	25	13	SPCは国に対して施設の買取請求権を規定することは可能でしょうか。	国に買取りを請求することはできません。
288	実施方針	25	13	③で、不可抗力の事由で事業契約を解除した場合に「損害賠償の請求等ができる」との記述がありますが、このようにした理由は何でしょうか。また、解除された側が解除した側に損害賠償を請求できるという意味なのでしょうか。	損害賠償請求の考え方については、募集要項等公表時に示します。
289	実施方針	25	15	「時価」の算定方法若しくは算定する際に用いる算式についてご教示下さい。	時価の算定方法の考え方については、募集要項等公表時に示します。
290	実施方針	25	18	この記述は、ノンリコースのプロジェクトファイナンスによる資金調達を前提にした記載だと思われませんが、本件のように独立採算の民間事業の場合は、SPC出資者の代表企業のコーポレートファイナンスによる資金調達であってもよいのでしょうか。	本事業における資金調達の方法は、プロジェクトファイナンスに限定するものではありません。資金調達の方法は事業者の提案事項とします。
291	実施方針	25	18	この項でいう「一定の事項」とは、例えばどういった事項を指しているのでしょうか？	一般的な直接協定を締結する際に協議される事項です。
292	実施方針	25	21	国殿と融資機関又は融資団とが直接協定を締結することがあるとありますが、本協定の位置づけ並びに内容についてご教示下さい。	必要に応じて、国と金融機関間で関係事項の取り決めを行うものです。
293	実施方針	25	22	「直接協定を締結することがある」とありますが、金融機関からの要請がある場合、締結するという理解でよろしいでしょうか。	本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、必要に応じて締結します。
294	実施方針	26	3	「法制上及び税制上の措置」は、事業者にも有利な措置と理解してよいのか？	事業者にも不利な措置もありえます。なお、新たに法制上又は税制上の措置を講ずることは想定していません。
295	実施方針	26	3	本項で言う「法制上又は税制上の措置」とはどのような内容の規定を想定されているのでしょうか？	新たに法制上又は税制上の措置を講ずることは想定していません。
296	実施方針	26	8	「財政上及び金融上の支援」はいつ頃決定する予定でしょうか。	現在のところ想定していません。
297	実施方針	26	17	SPCは、政策投資銀行による「民間資金活用型社会資本整備」等の出資制度を積極的に活用して、民間金融機関との金利差額を有効に利用することは可能でしょうか。	当該出資制度を基に提案する場合には、民間金融機関と同様の条件を前提とすることとし、国は政策投資銀行からの資金調達が可能となった際においても、契約条件の見直しは行いません。
298	実施方針	26	18	本項で言う「民間金融機関と同様の条件」とは、融資期間、融資金利、担保等の条件のことでしょうか？	そのとおりです。
299	実施方針	27	4	本事業の実施に関して使用する言語は日本語とするとありますが、一方で外国人の参加も可能との建付けとなっております。空港事業、ましてや国際線旅客ターミナル事業という国際色の溢れる本事業における外国人の参加に関する考え方、及び英文契約の締結の可能性について明示頂きたい。	契約書において使用する言語は日本語とします。
300	実施方針	28	6	質問・意見への回答は実施方針及び要求水準書の解釈へもつながる重要な意味を持つと理解しております。実施方針等の英訳の公表と同様に、英訳の準備を頂けると解して宜しいでしょうか。	質問に対する回答は日本語とします。

301	実施方針	28	14	必要と判断された意見については直接ヒアリングを行うとありますが、その場合、外国企業の参加もあり得る本PFIの建付けより、英語での対応も可能と考えて宜しいでしょうか。	ヒアリングにおいて使用する言語は日本語とします。
302	実施方針	28	29	募集要項の公表後に質疑応答はございますか。	予定しています。
303	実施方針	29	8	貨物ターミナル事業も同時期に特定事業としての事業実施を予定していますが、事業契約の終了が貨物ターミナル事業よりも1年度早まっています。これは工事の着工が貨物ターミナル事業よりも早まると理解してよろしいでしょうか。	旅客ターミナルビル等整備・運営事業と貨物ターミナル整備・運営事業の事業期間は、いずれも事業契約締結の日から借地期間(対象施設の工事着工日から30年を予定)の満了時までとしていますが、それぞれの事業の想定される工事着工日が異なることから、事業契約の終了時期も異なることを想定しています。
304	実施方針			SPC(選定事業者)が、その有する余剰資金を任意な方法で投資・運用することも実施方針等で制限されていないと理解しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
305	要求水準書第1編	1		要求水準としては、対象施設にはCIQ施設が含まれるのでしょうか。	含まれません。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
306	要求水準書第1編	2	13、14	要求水準を満たしたうえで、プラスアルファの提案を行った場合は、減点対象とならないのでしょうか。	提案内容が本事業の範囲内であれば、審査の対象となります。 なお、範囲外であれば、審査の対象にはなりません。
307	要求水準書第1編	3	5	深夜早期時間帯(23:00~6:00)における国際旅客便の年間発着回数、年間旅客数の目安についてご教示ください。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定です。
308	要求水準書第1編	3	5	深夜早期時間帯(23:00~6:00)における国際旅客便の就航路線は近距離国際旅客定期便に限定されないと理解でよろしいでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
309	要求水準書第1編	3		深夜早期時間帯の記載がありますが、実施方針P21 21行目記載の「昼間時間帯・留意する」との整合性についてお教えください。	現時点では深夜早期時間帯にどの程度就航するかは未定ですが、本事業において、深夜早期時間帯に必要な処理能力は、昼間時間帯の処理能力を超えることはない想定しています。
310	要求水準書第1編	4	3	「適正な利用者負担」とありますが、適正と判断する水準をご提示願います。(例:既存国内線旅客ターミナルビルと同水準)	施設の整備及び運営コストを原価として算出されるかと考えていますが、SPCの判断とします。よって、規模の設定について十分な検討を行うとともに、効率の良い安価な施設を整備・運営することだと考えています。
311	要求水準書第1編	4	34	施工管理に関する業務のうち、施工管理企業とともにSPC応募企業、構成員も施工業者の選定及び発注をしてもよいという理解でよろしいでしょうか。	施工監理に関する業務を実施する者が、対象施設の施工を実施するものの選定・発注を行います。なお、施工監理に関する業務を複数の企業が分担して行うことも可能ですが、その場合には、いずれの企業においても施工監理企業の参加資格要件を満たすことが必要です。
312	要求水準書第1編	4		旅客取扱施設利用料及び駐車料金について「国の承認を受ける」とありますが、国が認めない場合もありますか。	それぞれの施設ごとの整備及び運営コストを原価として算定した額を超えるような場合等に、国が承認しない場合もあります。
313	要求水準書第1編	5	1	文頭には「…関係法令等を遵守すること」とありますが、(3)参照基準については、遵守でなく参照する基準として取り扱ってよろしいでしょうか。	「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」は遵守する基準とします。 「Airport Development Reference Manual(9th Edition)」及び「移動円滑化整備ガイドライン」は参照する基準とします。
314	要求水準書第1編	5	33	参照基準である「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」ならびに「移動円滑化ガイドライン」の入手方法についてご教示下さい。	「みんなが使いやすい空港旅客施設計画資料」は遵守する基準としますが、募集要項等公表時に示します。 「移動円滑化整備ガイドライン」は、一般の書店で購入可能です。
315	要求水準書第1編	5	36	「4. 選定後、供用開始前におけるSPCによる提案内容の変更」について、「(5)その他国が必要と認める場合」なるケースには、『適正と思われる需要予測値に基づく施設規模や事業収支の見直し』は該当するのでしょうか。	選定後、供用開始前において、想定されていた航空運送事業者数等に大幅な変更があった場合等で国が必要と認める場合は、4.(5)「その他国が必要と認める場合」に該当します。
316	要求水準書第1編	5	37	「国が判断する場合は」とありますが、その判断基準をお教えください。	事案によって異なりますので事案毎に判断していくこととなります。
317	要求水準書第1編	6	1	VEについて、提案は運営、設計、施工管理、維持管理全ての業務で可能という理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
318	要求水準書第1編	6	1	VE提案は、具体的にどのようなものを指し、どのような手続きに基づき実施されるのかご教示ください。	SPCの判断とします。
319	要求水準書第1編	6	6、16	「国による要求水準の変更」および「社会情勢の変化等による対象施設及び運営内容の変更」は、将来の拡張性も想定しているのでしょうか？もし、想定されているとしたら将来の旅客数の見通しをどうお考えでしょうか？	将来の拡張性を含め、広く社会情勢の変化等による対象施設及び運営内容の変更を想定しています。

320	要求水準書第1編	6	7	ここでは要求水準書変更の可能性につきまして記載されておりますが、リスク分担表においては運営段階のリスク(No. 44)のみ記載されております。事業者選定後から供用開始前までに要求水準書の変更はないと考えてよろしいのでしょうか。仮に該当期間において、要求水準書を変更する可能性がある場合は、No. 44同様にリスク分担表に記載していただけますようお願いいたします。	募集要項等公表時に示します。
321	要求水準書第1編	6	7	要求水準の変更に関して、SPCは国と変更以前に協議を行うことは可能でしょうか。	要求水準の変更に関して、事前に協議を行うか否かについては、国が必要に応じて判断します。
322	要求水準書第1編	6		国等に起因して要求水準の変更が、事業締結後生じた場合、事業者における設計変更や事業変更に必要な費用は国により負担されるのでしょうか。	追加費用の負担に関する詳細は、国とSPCとの協議事項となります。
323	要求水準書第2編	1	アーリーチェックインバゲージ	アーリーチェックインバゲージにおいて記載されている「同暦日分」とは具体的に何時から何時までを示しているのでしょうか。24時間空港を前提としているため、運営上の区切りを把握したいと考えます。	航空運送事業者によって異なりますが、原則運航日を同暦日と想定しています。
324	要求水準書第2編	3	5	昼間時間帯の就航路線は近距離国際旅客定期便との記載がありますが、深夜早期時間帯の国際旅客便には「近距離」の記載がありません。深夜早期時間帯には距離の規制は設けられないと理解してよろしいでしょうか。	深夜早期時間帯の就航路線については、環境面の制約も含めて今後十分な検討が必要と考えております。
325	要求水準書第2編	3	11	就航路線について、具体的な路線、航空会社、運航機材などご提示いただけるのでしょうか。	具体的な就航路線、航空会社、機材等については、まだ決まっています。
326	要求水準書第2編	3	14	「設計施工の履行期間は、事業契約締結の日から40ヶ月」という表現がありますが、慣熟期間も含めると非常に厳しい工程であることが予測されます。そこで設計業務の内の申請関係調整業務、CIQ関係調整業務、エプロン・京急・モノレール等他事業との調整業務を事業者決定時から開始するという工程で検討すべきではないでしょうか。	事業者決定時から開始するかどうかは、選定事業者の判断と考えます。なお、一般的には、事業契約締結以降と考えます。
327	要求水準書第2編	3	設計施工履行期間	設計施工の履行期間は、事業契約締結の日から40ヶ月とありますが、事業者の創意工夫により履行期間を短縮することは(例えば土地借用期間の短縮)、可能と考えてよろしいでしょうか。	設計施工の履行期間を創意工夫で短縮して頂くことは可能です。ただし、借地期間については、対象施設の工事着工日から30年間を予定しています。
328	要求水準書第2編	3	年間旅客数	旅客ターミナル事業について、「年間旅客数約700万人」を前提としていますが、この将来需要値について、具体的な算定根拠(前提条件、算定手法)を示していただきたい。	昼間時間帯の発着回数概ね3万回程度をベースとして、首都圏の航空旅客数の今後の需要予測等を考慮して算定した値です。
329	要求水準書第2編	3		「設計施工履行期間」は事業契約締結が起算開始となっておりますが、本事業の用地造成は関係事業者の事業範囲であり、万一この完了が遅れた場合は、当該履行期間も然るべく延長される(募集要項にて詳細規定される)と理解して宜しいでしょうか。	国とSPCで協議の上、履行期間を見直すこととなります。
330	要求水準書第2編	4	3	「CIQ施設の財産区分(区分所有)」については、土地の貸付料に関しても、CIQ施設の区分所有を考慮した貸付料となるのでしょうか。	そのとおりです。
331	要求水準書第2編	4	5	CIQは財産区分(区分所有)を行うとありますが、区分所有法上の独立性を備える必要があるのでしょうか。例えばバゲージクレームと税関の間をシャッターで区分する等。	ありません。
332	要求水準書第2編	4	CIQ施設	CIQの施設につきましては財産区分を行うとありますが、CIQエリアに設置される事務室および設備(入退室装置、ITVカメラ等)などは全て財産区分を分けると理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
333	要求水準書第2編	4		「財産区分(区分所有)を行う」とありますが、CIQ施設は国際線旅客ターミナルビルと合築されるのでしょうか。	一体と一部別棟を想定しています。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
334	要求水準書第2編	4		CIQ施設は施工完了後は国の財産となり、財産区分(区分所有)となるとありますが、その範囲は、出入国に必要な法令に基づく審査や検査手続等を行う施設及びそれに付随する事務室に限定され、共用施設は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	旅客一般が使用できる共用施設については、CIQ施設には含まれません。
335	要求水準書第2編	4		CIQ施設は、将来導入が予定されているいわゆるe-パスポートに対応した情報通信設備を備えなければならないことになるのでしょうか。仮に、備えなければならない場合、具体的にどのような仕様になるのでしょうか。	募集要項等公表時に示しますが、詳細については設計時に指示することとなります。
336	要求水準書第2編	5	4	施設使用料の算出根拠となる「航空運送事業者に対する施設貸与業務」に記述されているバゲージ・ハンドリング・システム等の「等」は、具体的に何でしょうか。	「航空運送事業者に対する施設貸与業務」の詳細については、要求水準書に規定します。
337	要求水準書第2編	5	6	「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」に記述されている必要なサービスの提供を自ら行うことは、業務委託等はしてはいけないということでしょうか。	業務委託によることも可能です。

338	要求水準書第2編	5	その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務	「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」につきましては、「自ら行うこと」と記載されておりますが、当該業務を外部委託することは可能と理解してよろしいでしょうか。また、必ず直営店を持たなければならないのでしょうか。	そのとおりです。 なお、直営店を運営するか否かについては、SPCの判断とします。
339	要求水準書第2編	5	運営に関する業務	「運営に関する業務」の「一般」の各業務につきましては、本PFI事業受注後に構成員・協力会社以外の業者への外部委託は可能でしょうか。(例:コスト面より外部委託が望ましいと想定されるランプバスによる航空旅客の輸送等)	「対象施設の運営に関する業務」及び「対象施設の整備に関する業務」は、応募企業、構成員又は協力会社が行う必要があります。
340	要求水準書第2編	5	警備業務	SPCで行なう警備業務範囲について具体的にご提示願います。SPC以外が行なう警備業務との分担について明確にしてください。	貸付対象敷地内の警備業務は原則としてSPCが行います。
341	要求水準書第2編	5	警備業務	成田国際空港と同様に、一般車両における空港エリアに入るゲートでのチェックや鉄道利用旅客のチェックは行うのでしょうか。	原則として行うことは想定していません。
342	要求水準書第2編	5	航空運送事業者に対する施設貸与業務	現在、羽田空港においては、設置管理者である国がスポット管理を行っていると理解しておりますが、以下のとおり要求水準書に記載されていることから推測すると、SPCが固定・オープンを開かず、国際線地区の全スポットの使用予定管理、駐機時間実績(スポットIN/OUT時間)管理等を行う必要があると解釈できます。国が行う業務範囲につきましてご教示ください。 <要求水準書記載内容> ・「ランプバスによる航空旅客の輸送」を行うこと ・「パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ(PBB)」を航空運送事業者へ貸与すること	スポット管理は国が行うため、SPCが行う必要はありません。 なお、ランプバスサービスについては、SPCが行うことを想定しています。
343	要求水準書第2編	5	制限区域への立入	東京国際空港長の承認と許可には手続き上、どのような違いがあるのでしょうか。	手続上は、ともに東京国際空港長宛て申請書を提出することとなります。詳細については、申請時に国土交通省東京航空局東京空港事務所にお問い合わせください。
344	要求水準書第2編	5	駐車場運営業務	従業員用駐車場の従業員の範囲につきましては、物品搬出入業者を含めて一般の空港利用者以外の全てを示しているのでしょうか。	そのとおりです。
345	要求水準書第2編	5	旅客取扱業務	「…ランプバスによる航空旅客の輸送…」とあるのは、ランプバスによる輸送業務も業務範囲内と解釈するのでしょうか。それとも、運行・輸送に必要な施設等を提供するものと解釈するのでしょうか。	オープンスポットへのランプバスサービスについては、SPCが行うことを想定しています。また、航空旅客の輸送に必要な施設整備は、SPCの業務範囲内です。
346	要求水準書第2編	5		これらサービスの構築には多大な時間を要する為、本質問の回答時に、サービス内容(テナトの種類等)に関する国の、公共性の観点からの適否の判断基準を示して頂けないでしょうか？更に、その基準でも判断難しい場合に備え、守秘への国の側との適否伺いの場を設定頂けないでしょうか？	SPCの判断とします。 なお、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付けることを予定しています。
347	要求水準書第2編	5		用語「制限区域」の定義をご教示願えないでしょうか？	空港管理規則第5条による区域をいいます。
348	要求水準書第2編	5		オープンスポットに駐機する航空機と国際線旅客ターミナルビル間のランプバスによる航空旅客の輸送についてもSPC事業者が実施するということよろしいでしょうか。	ランプバスサービスについては、SPCが行うことを想定しています。
349	要求水準書第2編	5		航空運送事業者や構内営業者に対する施設の貸与について、賃料や賃貸期間等における契約条件に関しては、SPC事業者と航空運送事業者や構内営業者とが両者で任意に取り決めるという解釈でよろしいのでしょうか。	施設賃貸料については、合理的で適正な水準である範囲内において、SPCが自由に航空運送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水準についてモニタリングすることを予定しています。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
350	要求水準書第2編	5		対象施設の運行計画等の報告について、具体的に何をさすのかご教示下さい。	運営計画に関する報告内容については、募集要項等公表時に示します。
351	要求水準書第2編	5		航空運送事業者や構内営業者に対する施設の貸与について、貸与相手への通信サービスの供給に関しては事業者提案とすることでよろしいでしょうか。例えば、SPCが指定する方法で通信サービスの利用を義務づけることは可能でしょうか。	SPCの提案は自由です。 ただし、どの通信サービスを利用するかは、SPCと航空運送事業者や構内営業者との調整の上、決定されると想定しています。

352	要求水準書 第2編	5		審査時の事業計画書提案段階では、具体的にどの航空運送業者に施設を貸与するかが決まっていないと思います。来年度から就航が予定されているエアバス社の超大型機A380に対応する設備も当然に整備しなければならぬと思いますが、具体的に就航する航空運送業者が決まっていない状況では、A380がどのくらいの便数就航するかが把握できないため、事業計画書提案段階では、A380に対応可能な施設を整備する計画である程度の記述でよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
353	要求水準書 第2編	5		審査時の事業計画書提案段階では、具体的にどの業者に施設を貸与するかが決まっていないと思います。事業計画書では、構内営業者の誘致計画及びそれに対応した設備計画を記載し、具体的な営業者が決まり次第、適宜、計画を変えていくということによろしいでしょうか。	そのとおりです。
354	要求水準書 第2編	5		警備業務を実行するものについては、SPCが毎年、委託先を変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。加えて、有人警備が必要な範囲については、事業者提案ということによろしいでしょうか。	警備業務については、警備業法第4条の認定を取得しているかどうかを国が確認するため、当該業務を実施する者の変更については、国の書面による承諾が必要です。 なお、有人警備については、制限区域、保安区域への通路はSPCの提案内容から国が指示しますが、それ以外はSPCの判断と考えています。
355	要求水準書 第2編	5		顧客満足度調査の実施の位置づけ及び内容についてご教示下さい。なお、本調査はSPCが実施するという理解でよろしいでしょうか。	顧客満足度調査は、空港利用者のニーズを適切に把握し、改善すべき点を明確に把握するためのものです。 本調査は、SPCが実施することとしています。
356	要求水準書 第2編	5		その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務について、SPC事業者が自ら提供を行わなければならないサービスを具体的にご教示下さい。	SPCの判断とします。
357	要求水準書 第2編	6	2	客施設利用料の算出根拠となる「旅客取扱施設使用料の徴収」に記述されているゲートラウンジ等の「等」は、具体的に何でしょうか。また、航空旅客の共通の利用に供する施設の整備に含まれる施設(エリア)並びに設備も、募集要項等公表時に具体的に提示されるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
358	要求水準書 第2編	6	警備業務	警備業務を実施する者として、応募企業、構成員又は協力会社の何れかに、警備業法第4条の認定を受けた企業を含む必要があるのでしょうか。	実際に警備を行う者が警備業法第4条の認定を受けている必要があります。
359	要求水準書 第2編	6	駐車料金の徴収	「2. 駐車場の料金の設定及び変更については、国の承認を受けること」となっていますが、夜間駐車や長時間駐車などの割引料金の設定はSPCの独自判断により行うことが可能でしょうか。	国が承認した駐車料金の額の範囲内における割引料金の設定については、国への届出とすることを想定しています。
360	要求水準書 第2編	6	駐車料金の徴収	空港利用者から徴収する駐車料金の設定には、ターミナルビル等の収益を原価に、また、ターミナル等の料金設定に駐車場の収益を原価に加味した算出としてよろしいでしょうか。(要求水準書(案)の文意ではターミナル、駐車場はそれぞれの独立した収支より料金算出が求められているように感じられる。)	駐車料金については、駐車場の整備及び運営コストを原価として、SPCが価格を提案することを想定していますが、国の承認を受けることが必要です。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
361	要求水準書 第2編	6	駐車料金の徴収	「空港利用者用駐車場及び従業員用駐車場の運営業務」と2種類の駐車場が項目上記載されておりますが、「駐車料金の徴収」欄には「1. 空港利用者から徴収する駐車料金」とだけ記載されていることから、空港利用者から徴収する駐車料金につきましては、従業員用駐車場の整備運営コストを原価に含めず算出すると理解してよろしいでしょうか。また、その場合は、従業員用駐車場の整備・運営コストにつきましては、「旅客から徴収する旅客取扱施設使用料」の原価にも加えず、受益者負担とすることと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
362	要求水準書 第2編	6		駐車料金は「駐車場の整備及び運営コストを原価として算出」とありますが、ターミナルビルやコンセンションの売上などを含めて総合的に判断するのではなく駐車場の収支のみにより設定する必要があるのでしょうか。	そのとおりです。
363	要求水準書 第2編	6		旅客取扱施設使用料は「施設の整備及び運営コストを原価として算出」とありますが、駐車場やコンセンションの売上などを含めて総合的に判断するのではなく、施設の整備に関する収支のみにより設定する必要があるのでしょうか。	そのとおりです。
364	要求水準書 第2編	6		警備業法第4条の認定はSPCが受けている必要があるのでしょうか。もしくはSPCから委託された実際に警備を行なう者でもよろしいでしょうか。	実際に警備を行う者が警備業法第4条の認定を受けている必要があります。
365	要求水準書 第2編	6		第二次審査で提出する料金は、提出した応募者が選定事業者に選ばれた段階で「国の承認」を受けたと理解して宜しいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。

366	要求水準書第2編	6		航空旅客から徴収する旅客取扱施設使用料の施設の整備及び運営コストの原価の算出方法についてご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
367	要求水準書第2編	6		空港利用者から徴収する駐車料金は、駐車場の整備及び運営コストの原価の算出方法についてご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
368	要求水準書第2編	6		旅客取扱施設使用料の徴収、及び、駐車料金の徴収について、旅客取扱施設事業、及び、駐車場事業は、それぞれの事業の中で原価を算出し、料金を設定することとありますが、例えば、旅客取扱事業の利益で駐車場事業を補填するような内部補助的な考えは認められないということでしょうか。	ターミナルと駐車場は、それぞれ独立での算出とします。
369	要求水準書第2編	7	7	「顧客満足度調査」に関し、具体的に想定されている方法があれば、ご教示ください。	具体的な方法については、SPCからの提案等を踏まえ、確定することを想定しています。
370	要求水準書第2編	7	落し物、遺失物の保管	落し物、遺失物は事業者において保管、所有者への連絡が要求されていますが、所轄警察等への届出と保管、連絡の移管は可能でしょうか。	SPCと所轄警察等との調整結果によると思いますが、施設管理者としてのSPCに一次的な責務があると判断しています。
371	要求水準書第2編	7		光熱水費の縮減や省エネルギーに配慮した運営体制(エネルギーマネジメント)も事業者選定にあたっての重要な評価項目との理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
372	要求水準書第2編	7		対象施設の運営計画として月次報告が求められる事項についてご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
373	要求水準書第2編	8	6	旅客誘導5.「特別な配慮が必要な航空旅客」とは、各界のVIPやタレント等と理解して宜しいでしょうか。	そのとおりです。
374	要求水準書第2編	8	7	オープンスポットへのランプバスサービスについて、搭乗橋による搭乗する航空旅客とのサービス格差が可能な限り発生しないように工夫することとありますが、ランプバスサービスの提供はエプロンを担当する事業者との調整が必要です。3つの事業を行う上での業者間の調整事項の整理について、どのように考えているのか明示下さい。	オープンスポットへのランプバスサービスについては、SPCが行うことを想定しています。
375	要求水準書第2編	8	9	国内線旅客ターミナルビルの運営事業者と協力し、ターミナル間での適切な輸送サービスを確保するとありますが、その責任分担はどのように考えるのでしょうか。	具体的な責任分担については、事業者選定後、国、SPC、国内線旅客ターミナルビル運営事業者及び航空運送事業者との間で調整の上、決定することを想定しています。
376	要求水準書第2編	8	アクセス交通機関情報の提供	「3. (空港から各方面への交通情報の提供)については、原則として有料とすること」とありますが、具体的にはどんな情報を対象としているのでしょうか。	道路・バス運行・鉄道運行等の必要な情報提供を想定しています。なお、「原則として有料」とは、空港利用者が対象ではなく、アクセス交通機関情報を必要とする事業者等への提供は有料としてもよいという趣旨です。
377	要求水準書第2編	8	オープンスポットへのランプバスサービス	オープンスポットへのランプバスサービスについて、SPCが東京空港交通㈱に委託するものと考えてよろしいでしょうか。	オープンスポットへのランプバスサービスについては、SPCが行うことを想定しています。
378	要求水準書第2編	8	オープンスポットへのランプバスサービス	オープンスポット用の施設に関する記述は要求水準書に記載されておきませんが、当該スポットにおける搭乗橋等施設の整備・運営は、旅客ターミナル事業とエプロン等事業のどちらに含まれるのでしょうか。	オープンスポットの搭乗橋等施設の整備・運営を行うことは想定していません。
379	要求水準書第2編	8	運航情報の提供	①「3. 関連事業者からの要請に応じて、運航情報を提供すること」とありますが、ここでいう「関連事業者」とはどのような事業者のことか。②また、なぜ「原則として有料」なのでしょう。	①旅客ターミナルビル内の構内業者、バス事業者、鉄道事業者等を想定しています。 ②提供するために必要な整備・運営費の回収を、運航情報を必要としている関連事業者に求めることができることを想定しています。
380	要求水準書第2編	8	国内線旅客ターミナルビルとの連絡	「国内線旅客ターミナルビルの運営事業者と協力し、」とありますが、費用等の運用方法はどのようにお考えでしょうか。	具体的な責任分担については、事業者選定後、国、SPC、国内線旅客ターミナルビル運営事業者及び航空運送事業者との間で調整の上、決定することを想定しています。

381	要求水準書第2編	8	国内線旅客ターミナルビルとの連絡	「国内線旅客ターミナルビルの運営事業者と協力」とありますが、同社が本入札に参加した場合の取扱いはいかがなるのでしょうか。	際内乗り継ぎの確保のための輸送サービスの手法・費用負担については、事業者に提案していただきます。 具体的な責任分担については、事業者選定後、国、SPC、国内線旅客ターミナルビル運営事業者及び航空運送事業者との間で調整の上、決定することを想定しています。
382	要求水準書第2編	8	旅客誘導	「5. 一般の空港利用者の利用に影響を与えるおそれがある特別な配慮が必要な航空旅客」とは、いわゆるVIP等のことを示しているのでしょうか。	各界のVIPやタレント等を想定しています。
383	要求水準書第2編	8	旅客誘導	2. 対面による有人案内サービスの提供が要求されていますが、サインや有人以外の案内システムにより効果的で効率的な案内サービスを採用することにより、有人案内を必要最小限に縮小することは可能でしょうか。	利用者へのサービスの低下が起こらない範囲内において、SPCの判断とします。
384	要求水準書第2編	8	旅客誘導	「5. 一般の空港利用者の利用に影響を与えるおそれがある特別な配慮が必要な航空旅客」とは具体的にどんな旅客でしょうか。	各界のVIPやタレント等を想定しています。
385	要求水準書第2編	8		これらの項でいう「関連事業者」とはどういう事業者を指しているのでしょうか？ また、本事業のSPCは、国内路線の運航情報についても国の要請に応じて提供する義務があるのでしょか？	旅客ターミナルビル内の構内営業者、バス事業者、鉄道事業者等を想定しています。 また、国の要請に応じて運航情報を提供する必要があります。
386	要求水準書第2編	8		国内線旅客ターミナルビルとの連絡は、輸送サービスもSPCの事業範囲であり、エコエアポートの実現にあたり、電気自動車等の低公害車の利用が望ましいとの理解でよろしいでしょうか。	際内連絡の乗り継ぎについては、国、SPC、国内線旅客ターミナルビル運営事業者及び航空運送事業者の四者で協議を行うことを想定しています。
387	要求水準書第2編	8		運行情報システム(FIS)の導入と運営は、あくまでサービスであり、建設施工の範囲に含まれず、SPC事業者が自由に提案できるという理解でよろしいでしょうか。	対象施設の施工の発注方法については、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づくこととなりますので、必ずしも「SPC事業者が自由に提案できる」わけではありません。 また、分離発注することも可能ですが、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げる意図の下に分離発注することは認められません。
388	要求水準書第2編	9	14	パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ(PBB)について、必要な設備を貸与し、航空運送事業者に適切な協力・支援を行うこととなっていますが、基本的に設置・運営に関しては航空運送事業者の責任となると考えて宜しいのでしょうか。	設置・運営はSPCが行うこととします。 なお、運用面については、航空運送事業者とSPCとの間で調整の上、決定されると想定しています。
389	要求水準書第2編	9	16、26	「受託手荷物検査」と「航空旅客及び手荷物保安検査」の記述で、航空運送事業者が当該業務を円滑に実施できるよう適切な協力・支援を行うこととありますが、保安検査費用(イニシャル費用も含めて)の関係当事者間の負担(国からの補助金を含む)の考え方は、従来どおりと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。
390	要求水準書第2編	9	旅客取扱施設使用料の徴収	「2. 特定の航空旅客に対し、不当な差別的取扱いをする料金」とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。	すべての航空旅客に公平な取り扱いを行うことであると考えてください。
391	要求水準書第2編	9		「AOCにおける調整」とありますが、既に羽田空港にて組織されている組織でしょうか。	本空港に、現在AOCはありませんが、国際線地区の整備に伴い設置することとなると想定しています。
392	要求水準書第2編	9		CUTEシステムの設置は義務と理解しますが、正しいでしょうか？	そのとおりです。
393	要求水準書第2編	9		本事業の旅客ターミナルビルのAOCは現状組成されていないと理解しますが、この場合本項で言う「可能な限り早い段階」とは応札後の時点と理解しますが正しいでしょうか？ 従い、IATA、AOCとの調整度合は審査対象にならないと考えて宜しいでしょうか？	事業者決定時から開始するかどうかは、選定事業者の判断と考えます。 なお、一般的には、事業契約締結以降と考えます。 IATA、AOCとの調整度合は審査の対象にはなりません。
394	要求水準書第2編	10	4	航空運送業者に対して、乗継チェックカウンターを貸与することとありますが、前提となるトランジット、トランスファー客の質、量に関する想定値を提示頂きたく。	トランジット、トランスファー客に関する想定値はありません。
395	要求水準書第2編	10	12	「構内営業を行う者の募集・選定・契約にあたって」について、貸与の仕方については事業者にて任せられると考えてよいでしょうか。	そのとおりです。 ただし、貸し付ける場合は、原則として定期建物賃貸借とすることを義務付けることを想定しています。 詳細については、募集要項等公表時に示します。
396	要求水準書第2編	10	13	構内営業4.「満足するサービスが適正な価格で提供されているよう継続的に監視を」に関し、具体的事例があれば、ご教示ください。例えば顧客満足調査と理解して宜しいでしょうか。	提示することはありませんが、顧客満足度調査のほか、事業者が構内営業者から個別にヒアリングすること等を想定しています。



397	要求水準書 第2編	10	航空運 送事業 者から の施設 賃料の 徴収	管理費についての記載がありませんが、管理費算定のベースとなる使用料金(電気、水道、ガス、空調など)が改定された場合、これに応じて管理費単価の変動を行ってよいのでしょうか。	合理的で適正な水準である範囲内において、管理費単価については、SPCが自由に航空運 送事業者等に提案し、両者で合意した額とすることを想定していますが、国は当該料金の水 準についてモニタリングすることを予定しています。
398	要求水準書 第2編	10		「航空運送事業者事務室」の設計に関しては本・水準書(案)19頁 第3章 第2節に記載あり ますが、「運営」に関しては、本項に記載される以上の要求は無いと理解して宜しいでしょ うか？	要求水準書の「航空運送事業者に対する施設賃与業務」に示す要求水準に従ってください。
399	要求水準書 第2編	11	警備業 務/一般	「特別警備」の場合は、国が別途に実費を負担してくれるのでしょうか。	負担することは想定していません。
400	要求水準書 第2編	11	直営店 舗	直営店舗の運営を自ら行なう場合は、「収益性を十分に検証し、過大なリスクを負うことのない ようにすること」とありますが、この項目は具体的にどのように審査・判断するのでしょうか。	事業者選定基準については、募集要項等公表時に示します。
401	要求水準書 第2編	12	3	「制限区域等への立ち入り制限」の2. に記述されている、制限区域へのゲートに関しては、 「原則として立哨警備を行い、厳格な立ち入り検査を行うこと」とありますが、制限区域への立 ち入り検査は従来通り国の責任において行うべきものではないでしょうか。	貸付対象敷地内でターミナルビルを運用するために必要な制限区域へのゲートの整備及び 管理等は、すべてSPCが行うこととなります。
402	要求水準書 第2編	12	救急医 療	「救急医療サービス」の概要・イメージ等をご提示願います。	航空旅客をはじめ、不特定多数の利用者が使用する施設の管理者としての救急医療体制と 考えています。 なお、航空運送事業者をはじめ関係者の要望も加味した体制を想定しています。
403	要求水準書 第2編	12	緊急時 対策	緊急時対策のすべての性能要件は旅客ターミナルビル単独で全部充足する考え方でしょう か。また国際ターミナル地区の他の部分(エプロン、貨物ターミナル)で発生した緊急時に対 して、どのようなケースにおいて、どのように連携することになるのでしょうか。	貸付対象敷地内の緊急時対策については、旅客ターミナルビルで完結することとします。 なお、空港管理者は、空港全体としての緊急時の体制について、関係者と協議の上、決定す ることとなります。
404	要求水準書 第2編	12		本要求は、空港全体を警備すべき国の業務の補完となることから、国から一定の補助・支援 があると理解して宜しいでしょうか？	ありません。 貸付対象敷地内の警備業務は原則としてSPCが行うこととなります。
405	要求水準書 第2編	13	6	空港利用者駐車場について、その規模を1500台以上としたのは、どういう算定根拠でしょ うか？	当該空港における駐車場の利用実績を参考に、国際線施設として予測した値です。
406	要求水準書 第2編	13	6	1500台以上の規模の駐車場とありますが、規模設定については需要あるいは交通量予測等 に基づいて自由に設定してよいということでしょうか。また上限はありますか？	1500台以上であれば応募者の判断とします。
407	要求水準書 第2編	13	19	空港利用者と従業員で料金に格差をつけることは可能でしょうか？	空港利用者用駐車場と従業員用駐車場で料金に格差をつけることは可能です。
408	要求水準書 第2編	13	空港利 用者用 駐車場 の運営 業務/一 般	空港利用者用駐車場の規模が1500台以上とありますが、規模設定の根拠を示していただき たい。	当該空港における駐車場の利用実績を参考に、国際線施設として予測した値です。
409	要求水準書 第2編	13	空港利 用者用 駐車場 の運営 業務/一 般	空港利用者用駐車場における1,500台の算出根拠につきましてご教示ください。	当該空港における駐車場の利用実績を参考に、国際線施設として予測した値です。
410	要求水準書 第2編	13	従業員 用駐車 場の運 営業務/ 保安対 策	「駐車場内における車両の盗難、破壊、車上荒らし等に対する保安対策を講じ、実施すること。 」とありますが、盗難事故等が発生した場合、リスクの分担はどのようにお考えでしょ うか。	国がリスクを負うことはありません。なお、リスクについては、SPCと利用者(車両の持ち主) の間で分担するものと考えています。

411	要求水準書第2編	13	駐車料金の徴収	「…特定の駐車ますを専用の車庫として…」とあるのは、車庫証明等に帰する車庫を指し、月間契約による専用駐車スペースの指定は可として宜しいでしょうか。	そのとおりです。
412	要求水準書第2編	13	駐車料金の徴収	従業員用駐車場の特定駐車ますを利用させる形態につきましては不可とされていますが、その理由につきましてご教示ください。	従業員用駐車場における特定の駐車ますを、従業員用車両の「自動車の保管場所の保管等に関する法律」で定める保管場所とすることは認められませんが、業務車両に関しての制限はないと考えています。
413	要求水準書第2編	13		「従業員」とは空港運送事業者や構内営業者も含まれるのでしょうか。	そのとおりです。
414	要求水準書第2編	13		「1,500台以上の規模」が要求される根拠をご教示願います。	当該空港における駐車場の利用実績を参考に、国際線施設として予測した値です。
415	要求水準書第2編	13		従業員用駐車場では、特定の駐車ますは従業員用車両の車庫としても良いのではないのでしょうか？	「車庫」の意味が理解できませんが、従業員用駐車場における特定の駐車ますを、従業員用車両の「自動車の保管場所の保管等に関する法律」で定める保管場所とすることは認められないものの、業務車両に関しての制限はないと考えています。
416	要求水準書第2編	13		空港利用者駐車場の運營業務において、1,500台以上の規模の駐車場を整備することになっていますが、1,500台という数字の根拠をご教示ください。	当該空港における駐車場の利用実績を参考に、国際線施設として予測した値です。
417	要求水準書第2編	13		SPCの事業者提案により、海外の空港では行われているカートの一部を有料にすることは可能でしょうか。	カートは原則として無料とすることとします。
418	要求水準書第2編	13		従業員用駐車場の運營業務においては、どの程度の規模の駐車場を整備する必要がありますでしょうか。また、この場合の従業員とは、貨物ターミナルやエプロン等の他PFI事業や鉄道事業等の他民間事業者の従業員も含むという理解でよろしいでしょうか。	従業員用駐車場は、旅客ターミナルSPC及びこれに関連する航空運送事業者・構内営業者、鉄道事業者の従業員を対象と想定しています。
419	要求水準書第2編	14	10	敷地条件において、旅客ターミナルビル対象面積全体に対する液状化対策は必要ないと理解してよろしいでしょうか？	SPCの判断とします。
420	要求水準書第2編	14	18	「土質条件」は「提出資料による」とありますが、添付されていないようです。「募集要項等の公表」時に発行されると考えれば宜しいでしょうか？参考までに、「エプロン等整備等事業の実施方針」には、土質調査資料が添付されていますが、今回の「旅客ターミナルビル等」の敷地を含むものではありません。	募集要項等公表時に示しますが、提示資料は本事業のために行った調査資料ではないので、本事業に必要な調査はSPCが行うこととなります。
421	要求水準書第2編	14	過去の土地利用状況	「…調査(磁気探査調査等)等を行うこと。」の磁気探査調査等は、不発弾を調査対象と考えて宜しいでしょうか。また、調査対象となる範囲を、ご教示下さい。	そのとおりです。 対象範囲は、貸付対象敷地内を想定しています。
422	要求水準書第2編	14	土質条件	調査の結果、土壌汚染が確認された場合、事業スケジュール(遅延、それに伴う費用の負担)、土質改良(実施、それに伴う費用の負担)等の対応はどのようになるのでしょうか。	土壌汚染の生じた理由によりませんが、土壌汚染対策法等関係法令に従います。
423	要求水準書第2編	14	土質条件	旅客ターミナルビル等の敷地について、土壌汚染調査は実施されているのでしょうか。されていない場合、行なう予定はあるのでしょうか。	国において実施する予定はありませんが、本事業の実施に当たって、SPCが調査の必要性を認める場合にはSPCが行うこととなります。
424	要求水準書第2編	14	敷地形状	整備範囲の敷地平面情報は、空港座標で提示されると解釈して宜しいでしょうか。	そのとおりです。 なお、募集要項等公表時に示します。
425	要求水準書第2編	14		構造設計に関する具体的な要求水準の記述が無いように思われます。公共性の高い建物ゆえ、耐震性にも特別な配慮が必要かと思いますが、具体的な要求水準は、「募集要項等の公表」時に提示されると考えて宜しいでしょうか？	SPCの判断とします。
426	要求水準書第2編	14		近隣地域の地盤条件を考慮すると、地震時に地盤の液状化が想定されます。液状化対策に関する「要求水準」は、「募集要項等の公表」時に提示されると考えて宜しいでしょうか？	SPCの判断とします。
427	要求水準書第2編	14		構造の実設計にあたっては、建物部屋毎の設計用積載荷重の設定が必要かと思われま。具体的な数値は、「募集要項等の公表」時に提示されると考えて宜しいでしょうか。	SPCの判断とします。
428	要求水準書第2編	14		要求水準内において施設規模に対しての規定はないと考えてよろしいでしょうか。	対象施設の整備にあたり、実施方針に記載する、昼間時間帯の国際定期便に係る前提条件を満たす施設規模を確保する必要があります。 なお、募集要項等公表時に示します。
429	要求水準書第2編	15	14、15	「基本的に提示資料に示す敷地範囲内で計画すること」と記述されている「基本的」という意味は、上空の使用も含めて若干の変更は可能であると解釈してよろしいでしょうか。	そのとおりです。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
430	要求水準書第2編	15	18	連絡通路の敷地範囲に関し、図番4-2内に、連絡通路の範囲は、適宜、事業者が設定できるものとあります。これは、図中有効幅員を確保した上で、より広い範囲に連絡通路または建物等を設定しても良いと理解して宜しいでしょうか。	そのとおりです。 なお、京浜急行及び東京モノレールとの調整が必要であると考えています。

431	要求水準書第2編	15	既設構造物の分布	地下埋設物調査の結果発見されなかった残存爆発物が将来爆発等により、旅客、施設等に何らかの損害を生じた場合、その損害の補償等の取扱い(補償費の負担、責任の所在等)についての国の見解を提示下さい。	国とSPCの協議事項とすることを想定しています。
432	要求水準書第2編	15	空港利用者用駐車場	大型自動車の割合につきましては、どの程度を想定されているのでしょうか。	ホテル等の送迎用バス等を想定していますが、割合についてはSPCの判断とします。
433	要求水準書第2編	15		国際線旅客ターミナルビルを示された敷地範囲内で計画するにあたり、建物をエプロン事業者との範囲ぎりぎりまで計画しない場合、エプロン事業者がその隙間を施工するのでしょうか。それともターミナル事業者がエプロン事業者との境界まで舗装を行うのでしょうか。	貸付対象敷地内はSPCがすべて整備することとなります。
434	要求水準書第2編	16	8	GSE車両通行帯の距離が長く設置されることを踏まえ、GSE車両は高速搬送車とするべきであると考えます。GSE車両の手配等はどの業者が担当するものと考えれば宜しいでしょうか。	航空運送事業者が行います。
435	要求水準書第2編	16	16	貨物ターミナル事業に関連し、景観等の調整が必要となるとありますが、事業者が決定後相互に調整すると理解してよろしいでしょうか。あるいはターミナルビル以外の景観についての提案も含む必要があると理解すべきでしょうか。	景観については、国と3事業のSPCとの間で調整の上、決定されます。なお、本事業のSPCからは貨物ターミナル整備・運営事業やエプロン等整備等事業の景観についての提案は必要ありませんが、京浜急行及び東京モノレールの駅舎部については、本事業のSPCから提案してください。
436	要求水準書第2編	16	エプロン	「固定橋(中略)は、提示資料の通り整備される固定スポット及びエプロン照明灯と整合のとれた計画とすること」と記述されています。この整合がとれていれば、事業別整備範囲図面に提示される固定橋と、形状・範囲において異なる固定橋を計画することも可能でしょうか。	可能です。
437	要求水準書第2編	16	貨物ターミナル事業	貨物ターミナル事業により整備される施設との景観に配慮した計画とすることとありますが、その調整時期はいつ頃を想定されているのでしょうか。	景観の考え方を統一するための設計時及び色合わせ等のための施工時を想定しています。
438	要求水準書第2編	16	貨物ターミナル事業	景観等の調整は誰がどのように調整し、最終的な承認を誰が行うのでしょうか。また、景観等に関して現時点で危惧されている点がございましたら、ご教示ください。	景観については、国と3事業のSPCとの間で調整の上、決定されます。なお、本事業のSPCからは貨物ターミナル整備・運営事業やエプロン等整備等事業の景観についての提案は必要ありませんが、京浜急行及び東京モノレールの駅舎部については、本事業のSPCから提案してください。
439	要求水準書第2編	16	共同溝	提示資料の通り整備される本管、幹線の本事業による増設、変更等が生じた場合、本事業の計画が合理的な範囲であった場合においても、事業者の負担となるのでしょうか。	提示資料に提示している本管は現在敷設されておりますので、本事業による増設、変更等が生じた場合は、原則、各供給事業者の負担となります。
440	要求水準書第2編	16	国直轄事業	国直轄事業として、滑走路事業以外に具体的に計画されている事業がございましたら、ご教示ください。	CIQ施設、場周フェンスを想定していますが、詳細は募集要項等公表時に示します。
441	要求水準書第2編	17	5、6	京浜急行・東京モノレールについても上(No. 435)と同じ。	景観については、国と3事業のSPCとの間で調整の上、決定されます。なお、本事業のSPCからは貨物ターミナル整備・運営事業やエプロン等整備等事業の景観についての提案は必要ありませんが、京浜急行及び東京モノレールの駅舎部については、本事業のSPCから提案してください。
442	要求水準書第2編	17	7	提示資料の通り整備されるGPUと整合のとれた計画とするように有りますが、提示図面は「募集要項等の公表」時に提示されると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
443	要求水準書第2編	17	8	ライフラインとして、熱供給は整備されず、PFI事業範囲内で熱供給設備を整備するとの考えで宜しいでしょうか。	SPCの判断とします。
444	要求水準書第2編	17	京浜急行	換気塔の移設は本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
445	要求水準書第2編	17	京浜急行	「新駅と地上2階及び地上3階レベルで接続する計画とすること」とありますが、提示資料からは出発客は地上3階、到着客は地上2階レベルで連絡通路に出入りするものと読み取れますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
446	要求水準書第2編	17	東京モノレール	「新駅と地上2階及び地上3階レベルで接続する計画とすること」とありますが、提示資料からは出発客は地上3階、到着客は地上2階レベルで連絡通路に出入りするものと読み取れますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
447	要求水準書第2編	17	東京モノレール	新設軌道部の整備後、既存の軌道部は撤去するのでしょうか。	本事業とは関係のない質問であると解釈します。
448	要求水準書第2編	17		GPUは、その他民間事業者が整備することになっていますが、具体的に整備する事業者はどこになるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
449	要求水準書第2編	17		上水道及び下水道との協議先についてご教示下さい。加えて、単価の算定方法についてもご教示下さい。	国土交通省東京航空局と協議してください。

450	要求水準書第2編	18	10、16	出発ロビー必要施設のセキュリティ検査場と保安検査施設は同じと理解してよろしいでしょうか。	そのとおりです。
451	要求水準書第2編	18	出発ロビー/一般	「外的要因も的確に把握し、ボトルネック減少が起らないよう計画すること。」と記述されていますが、外的要因とは具体的にどのような要因でしょうか。	鉄道・バス・タクシー・一般車等の利用者の動きを外的要因と考えてください。
452	要求水準書第2編	18	出発ロビー/一般	「外的要因」とは具体的にどのようなものを想定されているのでしょうか。	鉄道・バス・タクシー・一般車等の利用者を外的要因と考えてください。
453	要求水準書第2編	18		防災対策の一部として、燃焼を伴わない電化厨房の積極的な導入等の対策も位置づけられるという理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
454	要求水準書第2編	19	CIQ施設	「現時点におけるCIQ施設の条件」とは今後具体的に示されるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
455	要求水準書第2編	19	コンセッション	コンセッションについては、「空港としての用途又は目的を妨げない限度において」と記述されていますが、空港機能を妨げない配置その他に関する配慮がなされた上で、大規模商業施設等を複合化する計画は、本事業にはふさわしくないと考えられるのでしょうか。	本事業の趣旨に照らして、空港利用者が必要とする範囲において対象施設と一体であれば、商業施設等について事業者の自由な提案を受け付けることとします。 なお、提案に当たっては、要求水準書の「構内営業者に対する施設貸与業務」及び「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」に示す要求水準を満たすことが必要です。
456	要求水準書第2編	19	出発コンコース及びラウンジ等/一般	到着コンコースと出発コンコースの構造的な分離とは、建築躯体、棟といった意味でしょうか、あるいは計画的(動線、ゾーニング、セキュリティ等の建築計画)な分離を意味するのでしょうか。	出発旅客と到着旅客の動線が分離されていることを求めています。
457	要求水準書第2編	19	出発コンコース及びラウンジ等/一般	「出発コンコースと到着コンコースは、構造的に分離した計画であること」と記述されていますが、出・到コンコースは異なる階にあり、各々、固定橋の中にある個別の動線でPBBと結ばれることと理解するべきでしょうか。	異なる階か否かはSPCの判断と考えますが、出発旅客と到着旅客の動線が分離されていることを求めています。
458	要求水準書第2編	19		「コンセッション」には宿泊施設は含まれないでしょうか。	本事業の趣旨に照らして、空港利用者が必要とする範囲において対象施設と一体であれば、商業施設等について事業者の自由な提案を受け付けることとします。 なお、提案に当たっては、要求水準書の「構内営業者に対する施設貸与業務」及び「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」に示す要求水準を満たすことが必要です。
459	要求水準書第2編	19		コンセッション利用者は、あくまで航空旅客者であり、非航空旅客者の利用を前提とした商業施設等の計画は望ましくないという理解でよろしいでしょうか。	本事業の趣旨に照らして、空港利用者が必要とする範囲において対象施設と一体であれば、商業施設等について事業者の自由な提案を受け付けることとします。 なお、提案に当たっては、要求水準書の「構内営業者に対する施設貸与業務」及び「その他国際線旅客ターミナルビルの運営に関する業務」に示す要求水準を満たすことが必要です。
460	要求水準書第2編	19		コンセッションにおけるIT技術は技術革新による陳腐化が予想されることから、どのような形でその後の方針等を提案すればよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
461	要求水準書第2編	19		コンセッションにおけるIT技術には光ファイバーによる通信回線の提供も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。この場合、ネットワークサービスを提供する事業者のバックボーンは自社設備が望ましいとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
462	要求水準書第2編	19		コンセッションにおけるIT技術には、空港という重要施設であることを鑑み、高い信頼性を要求するとの理解でよろしいでしょうか。	国際線旅客ターミナルビルに必要十分な利便設備としての信頼性を期待します。
463	要求水準書第2編	19		コンセッションにおける、IT技術を活用した新しいサービスについて、いわゆるe-パスポートのICタグを活用したサービスを提案することも可能でしょうか。	可能です。
464	要求水準書第2編	20	5	第3章 設計 第2節 性能要求 設備 一般において「24時間運用であることに配慮し、安定的で質の高いシステムを構築する」と記載されていますが、これはエネルギー供給源の多重化や、設備故障に対するロバスト性向上を意味すると理解して良いでしょうか？	SPCの判断とします。

465	要求水準書第2編	20	立入禁止柵	制限区域の周囲に原則として隙間なく立入禁止柵を計画することとなっておりますが、提示資料欄に記載されているエプロン等事業 要求水準書(案)には立入禁止柵の記載が見あたりません。旅客ターミナル事業につきましては、事業用地がエプロン等整備事業と密接に関連しておりますので、両事業における作業分界点につきましてご教示ください。	作業分界点は貸付対象敷地範囲を境界とします。 なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
466	要求水準書第2編	21	6	「計画の柔軟性」の記述で、施設の変更を柔軟に行える計画であることとありますが、CIQ検査場の規模及びその変更に関しては、募集要項等公表時にご提示いただけるでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
467	要求水準書第2編	21	従業員及び物販の動線/エアサイド側施設との連絡	従業員及び物販の動線で、エアサイド側施設との連絡には「高度なセキュリティシステムを構築すること」と記載されておりますが、高度なセキュリティシステムとは保安対策・安全対策のセキュリティで規定されているようなITV、電子ロック、生体認証技術の活用等により厳格な出入管理が行えることと同等と考えて良いでしょうか。	そのとおりです。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
468	要求水準書第2編	22	ライフサイクルコスト(LCC)	ライフサイクルコストの低減が要求されていますが、何に対する(ボーダーライン)低減でしょうか。	ボーダーラインは想定していませんが、実現可能な低減策をSPCとして提案してください。
469	要求水準書第2編	23		国際線旅客ターミナルビルとして必要な空港内外の情報について、バックアップは重要であるという認識でよろしいでしょうか。バックアップについては、セキュリティ確保の観点から外部のデータセンターを活用してもよいという理解でよろしいでしょうか。	SPCの判断とします。
470	要求水準書第2編	23		環境負荷低減をはかるうえで、オンサイトにおける大気汚染物質の発生量も重要な指標であるとの理解でよろしいでしょうか。	大気汚染物質の発生量については、トータルの指標であって、オンサイトのみが重要な指標ではないと考えています。
471	要求水準書第2編	23		「エコエアポート・ガイドライン(空港環境編)」の内容についての開示をお願い申し上げます。	募集要項等公表時に示します。
472	要求水準書第2編	23		「エコエアポート・ガイドライン(空港環境編)」は運用段階のガイドラインでしょうか。それとも建設段階を含んだものでしょうか。	運用段階のガイドラインです。
473	要求水準書第2編	23		エコエアポートの推進、防災機能強化等の観点にも配慮したシステムの導入は、事業者の自由な提案に委ねられており、国殿として特定のエネルギーシステムの導入を推奨するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
474	要求水準書第2編	23		特定のエネルギーシステムの採用の是非ではなく、LCC02の相对比较で環境性を評価されると理解してよろしいでしょうか。	特定のエネルギーシステムの採用の是非ではなく、トータルでのLCC02の総排出量削減を期待しています。
475	要求水準書第2編	23		LCC02の削減の評価にあたっては、ライフサイクル二酸化炭素の総排出量によって比較されると理解してよろしいでしょうか。削減とする場合は、ベースラインの提示が必要となることから、各提案を相互に比較することが困難になると思われれます。	トータルでのLCC02の総排出量削減を期待しており、詳細は募集要項等公表時に示します。
476	要求水準書第2編	23		電力によるCO2排出量の原単位については、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令<H14.12.26公布>」ならびに環境省の「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン(試案)<H15.7>」に定める排出係数(一般電気事業者の供給による電気[0.378kg-CO2/kWh]、その他の電気事業者[0.602kg-CO2/kWh])を用いるという認識でよろしいでしょうか。	電力によるCO2排出量の原単位については、そのとおりです。
477	要求水準書第2編	23		厨房を電化した場合には、LCC02の評価に含めてもよろしいでしょうか。	トータルでのLCC02の総排出量削減を期待しており、手段は必ずしも厨房を電化することのみに限定されないと考えます。
478	要求水準書第2編	24	6	景観計画・緑化計画範囲は貨物ターミナル事業・エプロン等事業を含む敷地全体に対する提案と理解して宜しいでしょうか。	景観については、国と3事業のSPCとの間で調整の上、決定されます。 なお、本事業のSPCからは貨物ターミナル整備・運営事業やエプロン等整備等事業の景観についての提案は必要ありませんが、京浜急行及び東京モノレールの駅舎部については、本事業のSPCから提案してください。
479	要求水準書第2編	24	緑化計画	当該事業の選定において評価を受けた後、他事業との調整により計画と異なる緑化整備が必要となる場合、計画変更にかかる施設整備費用、維持管理費等の増加は当該事業者負担となるのでしょうか。その場合、選定時の評価に疑問が生じると考えられる。	計画変更に係る調整は国とSPCとの間で決定することとなります。 なお、評価への影響がおこるまでの変更は行わないことを想定しています。
480	要求水準書第2編	24		緑化計画の評価にあたっては、定量的な評価は行われたいとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。

481	要求水準書第2編	25	9、10	「カーブサイド歩道(各接車レーン歩道を含む)は、エプロン等事業で整備する構内道路と整合の取れた計画とし」と記述されていますが、カーブサイド歩道(各接車レーン歩道を含む)の利用形態(バス、タクシー、自家用車の乗降)をどのように想定したらよいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
482	要求水準書第2編	25	25	「カーブサイド歩道」の記述で、カーブサイド歩道の連絡通路との接続レベルについて「地上2階レベル」とありますが、利用者利便の向上が見込まれる場合は、他のレベルで接続する計画をすることは可能でしょうか。	原則は2階レベルとします。なお、詳細については、募集要項等公表時に示します。
483	要求水準書第2編	25	カーブサイド歩道/接続	京浜急行及び東京モノレール共に地上2階及び地上3階レベルで接続すると記載されていますが、カーブサイド歩道の接続につきましても同様に地上2階レベル及び地上3階レベルで接続する必要はないのでしょうか。	SPCの判断とします。
484	要求水準書第2編	25	総則、一般	各事業者間の整合化、調整、確認は誰が主体となって実施するのでしょうか。(類似要件において共通)	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
485	要求水準書第2編	25	連絡通路/接続	連絡通路は、一般図集1-18の注記「連絡通路の範囲は、適宜、事業者が設定できるものとする」により、性能上必要な通路有効幅員が確保できていれば、付帯施設を含めてより広い範囲の計画が可能と理解してよろしいでしょうか。	可能ですが、要求水準書に示す要求水準を満たすことが必要です。
486	要求水準書第2編	26	連絡通路	連絡通路の規模、構造等を検討するために、エプロン等事業の要求水準6ページにあるバスプール、タクシープールに停車する台数の根拠につきましてご教示ください。	募集要項等公表時に示します。
487	要求水準書第2編	27	アメニティ	連絡通路内にコンセッションを設置することは可能でしょうか。可能な場合、事業別整備範囲図面に提示される連絡通路と形状・範囲において異なる連絡通路を計画することも可能でしょうか。	可能ですが、要求水準書に示す要求水準を満たすことが必要です。
488	要求水準書第2編	28	7	対象車両の「大型車」について、具体的な車種及び大きさはご提示いただけるでしょうか。	ホテル等の送迎用バス等を想定しています。
489	要求水準書第2編	28	対象車両	「大型車」とは、バス等を指すと考えて宜しいでしょうか。	ホテル等の送迎用バス等を想定しています。
490	要求水準書第2編	28	駐車ます	「一般駐車ます6m×2.5mとすること」とありますが、普通車駐車ます5m×2.3m、普通車大型駐車ます6m×2.5mと考えると宜しいでしょうか。それとも、普通車は全て6m×2.5m確保するということでしょうか。また、必要高さが条件にあれば、ご教示下さい。	普通車は、全て6m×2.5mとします。なお、必要な高さは応募者の判断とします。
491	要求水準書第2編	28	配置計画	車両出入口の項目に「周辺交通への影響がない計画とすること」との記載がありますが、二次提案では交通に関する影響検討書も提出することになるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
492	要求水準書第2編	31	発注業務	現説要綱の記載内容、工事の発注区分(分離、一括)、工期の設定等、工事の発注に関する要件の設定は、事業者が適当と判断する設定として問題ないでしょうか。	対象施設の施工の発注方法については、WTO政府調達協定に準じて国が別途指定する手続に基づくこととなりますので、必ずしも、事業者が「適当と判断する設定」とはなりません。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
493	要求水準書第2編	31	発注業務	旅客ターミナルビルと空港利用者駐車場の施工会社を別々とすることは可能でしょうか。	可能です。ただし、WTO政府調達協定における基準額未満に契約額を引き下げの意図の下に分割発注することは認められません。なお、対象施設の施工を実施する事業者の選定手続については、募集要項等公表時に示します。
494	要求水準書第2編	32	関連工事の調整	各事業者間の整合化、調整、確認は誰が主体となって実施するのでしょうか。(類似要件において共通)	工程調整については関係者連絡会(仮称)において行う予定ですが、具体的な取り進め方については現時点では未定です。
495	要求水準書第2編	34	6	京浜急行の換気塔の移設は施工者及び費用負担者は京浜急行と考えると宜しいでしょうか。また、その移設の工期についても指定されるのでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
496	要求水準書第2編	34	一般	供給事業者等との整合化、調整、確認は誰が主体となって実施するのでしょうか。(類似要件において共通)	SPCが行います。
497	要求水準書第2編	35		施工管理の品質管理・施工中の環境対策について、ISO9001及びISO14001を準用した品質システム・環境マネジメントシステムを構築することになっていますが、必ずしもISOの認証を受けなくても良いという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
498	要求水準書第2編	36	6	点検保守・更新業務の中にはターミナルビルにおける不同沈下対策等も含まれるのでしょうか。	対象施設の構造上の対策であることから、SPCの判断とします。

499	要求水準書第2編	36	点検保守・更新業務	SPCは事業期間内に一般に大規模修繕といわれる修繕業務を実施するとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。必要に応じた対応を行って頂くことを想定しています。
500	要求水準書第2編	36		維持管理業務において、大規模修繕や更新の必要があれば、実施してもよいという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
501	要求水準書第2編	38	17, 18	廃棄物処理、ごみ処理等の「空港内で必要な処理」に関し、具体的な要求水準は、「募集要項等の公表」時に提示されると考えて宜しいでしょうか。	要求水準書の廃棄物及びごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は除く)を廃棄物、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物は除く)をごみとします。 廃棄物及びごみ処理については、空港内の既存施設を使用することを前提とします。
502	要求水準書第2編	38	22	「航空機汚水処理」の記述で、空港内で必要な処理を行うことを前提とした計画とありますが、この業務はターミナル事業者が行うべきものなのでしょうか。また、行うとした場合はどのような処理施設を準備する必要があるのでしょうか。	航空運送事業者が行う業務であり、募集要項等公表時には削除します。
503	要求水準書第2編	38	航空機汚水処理、廃棄物処理、ごみ処理	「航空機汚水処理」「廃棄物処理」「ごみ処理」につきまして、「空港内で必要な処理を行うこと」と記載されておりますが、空港内の既存施設を利用して処理することも可能なのでしょうか。	「航空機汚水処理」は、航空運送事業者が行う業務であり、募集要項等公表時には削除します。 要求水準書の廃棄物及びごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は除く)を廃棄物、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物は除く)をごみとします。 廃棄物及びごみ処理については、空港内の既存施設を使用することを前提とします。
504	要求水準書第2編	38		第5章維持管理 要求水準(案)の清掃業務にのみ顧客満足度調査の実施とありますが、この調査は清掃に関することのみでの満足度調査ということではよろしいでしょうか？	「対象施設の維持管理に関する業務」の中でも清掃については特に重要と考えることから、顧客満足度調査の項目として個別に要求しているものであります。なお、要求水準書は最低限の要求内容と考えていますので、SPCとして利用者に対し必要と思われる調査を行うことを妨げるものではありません。
505	要求水準書第2編	38		航空機汚水処理、必要な処理を行うとありますが具体的に処理方法を明示してもらえませんでしょうか？	航空運送事業者が行う業務であり、募集要項等公表時には削除します。
506	要求水準書第2編	38		廃棄物処理、必要な処理を行うとありますが具体的に処理方法を明示してもらえませんでしょうか？	要求水準書の廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は除く)とします。 廃棄物処理については、空港内の既存施設を使用することを前提とします。
507	要求水準書第2編	38		ゴミ処理、必要な処理を行うとありますが具体的に処理方法を明示してもらえませんでしょうか？	要求水準書のごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物は除く)とします。 ごみの処理については、空港内の既存施設を使用することを前提とします。
508	要求水準書第2編	38		「航空機汚水処理」は本事業の事業範囲内でしょうか？ また、「廃棄物」、「ごみ」は旅客ターミナルビル内で発生したものに關する要求と理解して宜しいでしょうか？	「航空機汚水処理」は、航空運送事業者が行う業務であり、募集要項等公表時には削除します。 要求水準書の廃棄物及びごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物は除く)を廃棄物、一般廃棄物(特別管理一般廃棄物は除く)をごみとします。 廃棄物及びごみは、旅客ターミナルビル内で発生したものとします。
509	図面	事業別整備範囲図		記入されている数値・レイアウトに拘束力はあるのでしょうか。あるいは参考図なのでしょうか。	事業別整備範囲図に記載されている数値及びレイアウトに従っていただく必要があります。従っていない提案については、欠格となります。
510	図面	図面番号1-1		「事業別整備範囲図」に記載されている「展開用地」につきましては、将来的にどのような使用を想定しているのでしょうか。	将来必要となる空港施設のための用地と考えてください。
511	図面	図面番号4-2	左上図	B2階レベルにも京浜急行線の改札口がありますが、これはB2階レベルから歩道に出る用途で設置されるものであり、旅客ターミナルビルと直接接続するための通路等を設置する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	B2フロアで直接旅客ターミナルビルと接続するための通路等を設置することは考えていません。
512	図面	提示資料一覧	1	展開用地の表示されていますが、本土地に関してSPCにおいて自由に提案することは可能でしょうか。	将来必要となる空港施設のための用地と考えてください。
513	図面			これらの図面は飽く迄参考図面であり、旅客ターミナルビルのデザインは応募者の設計に任されていることから、ターミナルビルの形、駐車場の形・位置、駐機位置、パッセンジャー・ホーディング・ブリッジ(PBB)等の位置がこれら図面と異なる場合が有り得ると理解しますが、正しいでしょうか？もし、デザイン・設計上の制約があるならば、その条件、根拠をご教示願えますでしょうか？	旅客ターミナルビルのデザインは応募者の設計に任されていますが、貸付対象地の形や航空機の駐機位置等は図面のとおりとします。

514	図面		一覧にあるライフライン図面集・その他図面集はエプロン事業の提示図面と同様「募集要項等の公表」時に提示されると考えて宜しいでしょうか？	そのとおりです。
515	図面		PBBの位置はこの位置にする必要があるのでしょうか。	固定橋の位置については提示資料のとおりとしますが、建築物の構造上等から若干の位置変更は可能と考えています。なお、エプロン計画、航空機の駐機位置は図面のとおりとします。
516	図面		図面上に記載のある「展開用地」とは、何の展開用地でしょうか？	将来必要となる空港施設のための用地と考えてください。
517	図面		空港連絡道路北側の「展開用地」とは、何の展開用地でしょうか。	将来必要となる空港施設のための用地と考えてください。
518	図面		旅客ビル前道路の各車線について、想定される機能についてご提示願います。	募集要項等公表時に示します。
519	図面		「展開用地」には具体的にどのような施設が整備される予定なんでしょうか。	将来必要となる空港施設のための用地と考えてください。
520	リスク分担表	2	法令の変更について、本事業に直接関わる法令の変更に関しては国で負担することにはなりませんでしょうか。(本事業方式ではありえないのでしょうか)	SPCの負担とします。
521	リスク分担表	2,3	【制度関連リスク】法令変更及び税制変更リスクについて、本事業の実施に重大な支障がある場合は、国との協議事項とするとありますが、PFI事業のみに影響を与える法令及び税制の変更については基本的に国のご負担としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	SPCの負担とします。 なお、本事業の実施に重大な支障がある場合は、国との協議事項とします。
522	リスク分担表	3	税制の変更について、負担者がSPCとなっていますが、法人の利益に関わる変更によるものはSPC負担とし、法人の利益に関わらない変更によるものは国の負担と考えて宜しいでしょうか。また、本事業における税制上の優遇措置は予定されていますでしょうか。	SPCの負担とします。なお、現時点では本事業に係る税制上の優遇措置は想定しておりません。
523	リスク分担表	6	住民運動について、騒音等の環境問題については国の負担と考えて宜しいでしょうか。	国の提示条件に関するものについては、国の負担です。
524	リスク分担表	8	No.8「環境対策リスク」について、業務を国の提示条件に基づき行った場合には、国にてリスクを負っていただけないでしょうか。	SPCの負担とします。
525	リスク分担表	10	「上記以外の事由」につきましては、不可抗力の場合も含まれるのでしょうか。 なお、No. 15では、「不可抗力を除く」と記載されていることから、同様の条件であるべきと考えます。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
526	リスク分担表	16	建設期間中の施工会社の倒産リスクは、国のリスクと理解してよろしいでしょうか。	SPCのリスクとします。
527	リスク分担表	18	国が施設を収用した場合、国は施設の損傷リスクを負うとの理解でよろしいでしょうか。	「収用」の趣旨が不明ですが、国が対象施設を買い取った場合の買取り後に生じた対象施設の損傷リスクは、瑕疵担保等によるものを除き、原則として国の負担とします。
528	リスク分担表	18、19、20	【不可抗力リスク】事業者が主負担となっていますが、特に戦争、放射能、テロ等、合理的な予測の範囲を超えたものについては、一部国のご負担あるいは負担割合について協議事項とするなど見直しをご検討いただけないでしょうか。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
529	リスク分担表	25	計画リスクまたは建設リスクに土壤汚染に関するリスクの記載がありませんが、土壤汚染リスクについては国の負担と理解してよろしいでしょうか。	土壤汚染の生じた理由によりませんが、土壤汚染対策法等関係法令に従います。
530	リスク分担表	29	「上記以外の事由」につきましては、不可抗力の場合も含まれるのでしょうか。 なお、No. 15では、「不可抗力を除く」と記載されていることから、同様の条件であるべきと考えます。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
531	リスク分担表	31	国の指示により工事完了が遅延した場合、リスク負担者は国とされていますが、かかる完工遅延に伴い運営開始が遅延した場合には、どのような救済策をご検討でしょうか。	国の指示により工事完了が遅延した場合にSPCが蒙る損害の取り扱いについては、国とSPCの協議事項とします。
532	リスク分担表	33	D滑走路の供用開始遅延による開業遅延等のリスクは、「国が発注する他のPFI事業の工事の遅延によるもの」に準じて、国側でお取り扱いするものと考えてよろしいでしょうか？	D滑走路が遅延した場合にSPCが蒙る損害の取り扱いについては、国とSPCの協議事項とします。
533	リスク分担表	33	No.33「他事業の工事の遅延によるもの」において、国が起因者として他事業の工事が遅延した場合には国にてリスクを負担していただけないのでしょうか。	国とSPCの協議事項とします。
534	リスク分担表	33、39、44	例えば、旅客ターミナルゾーンは予定通り工事は完了、供用を開始するが、D滑走路の供用開始の遅れにより当初発着枠が3万回に満たない場合のリスク負担は、NO.44により国にあると解釈し、No.39が適用されると解釈してよろしいか。	D滑走路が遅延した場合にSPCが蒙る損害の取り扱いについては、国とSPCの協議事項とします。
535	リスク分担表	34	「上記以外の事由」につきましては、不可抗力の場合も含まれるのでしょうか。 なお、No. 15では、「不可抗力を除く」と記載されていることから、同様の条件であるべきと考えます。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
536	リスク分担表	37	「上記以外の事由」につきましては、不可抗力の場合も含まれるのでしょうか。 なお、No. 15では、「不可抗力を除く」と記載されていることから、同様の条件であるべきと考えます。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。



537	リスク分担保表		44	D滑走路の供用開始の遅れにより、羽田国際線の3万回枠実現が遅れた場合の需要変動リスクは、誰が、どのように負うのでしょうか。「需要変動リスク→事業の中止・延期→国の指示によるもの→国」の範疇と考えて良いのでしょうか。その場合、国はどのような手段で対応するのでしょうか。	D滑走路が遅延した場合にSPCが蒙る損害の取り扱いについては、国とSPCの協議事項とします。
538	リスク分担保表		45	需要変動リスク/政策変更 国が負担すべき「追加費用」には、「収入の減少」を含むのか？	国の政策変更によりSPCの収入が減少した場合の措置については、国とSPCの協議事項とします。
539	リスク分担保表		45	「国による発着回数制限等の政策変更」とは、増減いずれの場合もありうるということでしょうか？また、発着回数の増加の可能性がある場合は、当初からそれを念頭に置いた施設整備を行うべきと考えておりますが、それについてはどのようにお考えでしょうか？	国がリスクを負担する「国による発着回数制限等の政策変更」については、発着回数の減少を想定しています。社会情勢の変化により対象施設を増改築する必要がある場合には、国とSPCが協議を行います。
540	リスク分担保表		45	滑走路や管制装置等のトラブルにより飛行機の運行に支障がでた場合の収入減少へのリスク分担保はどのように考えればよろしいでしょうか。	原則として、SPCのリスクとします。
541	リスク分担保表		45	No.46-50について、発着回数の制限等の政策変更による以外の変動リスクとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
542	リスク分担保表		45	「発着回数制限等」の「等」には具体的にどのような事象が想定されていますか。	特に想定している事象はありません。
543	リスク分担保表		45、47	需要変動リスクについて、発着回数制限等の政策変更によるリスクは国に、一方、空港利用者数の変化はSPCリスクとなっていますが、基本条件である年間旅客数700万人実現に対するリスクは国にあると考えてよろしいでしょうか。どのようにお考えでしょうか。	年間旅客数700万人実現に対するリスクについては、国による発着回数制限等の政策変更によるものを除き、SPCの負担とします。
544	リスク分担保表		46	「航空運送事業者の経営判断による運行計画の変更」SPC負担となっていますが、運行計画についてSPCが航空運送事業者と協議できる前提という理解でよろしいでしょうか。	航空運送事業者及びSPCの判断によります。
545	リスク分担保表		47、48	実施方針20ページ13行目には「事業期間中に利用者のニーズや社会情勢に応じ、対象施設又は運営内容の変更が必要となった場合には、国とSPCは・・・協議を行う」と記載されているにも関わらず、リスク分担保表(案)のNo. 47や48ではSPC側のリスクに規定されているのは、何故でしょうか。当該リスクにつきましては、国・SPC両方でリスク分担保すべきであると考えます。	空港利用者のニーズの変化による需要変動リスクは、SPCの負担とします。なお、実施方針P. 20の「事業期間中に、利用者のニーズや社会情勢に応じ、対象施設又は運営内容の変更が必要になった場合」とは、施設の配置、規模等について協議を行うという趣旨です。
546	リスク分担保表		54	「上記以外の事由」につきましては、不可抗力の場合も含まれるのでしょうか。なお、No. 15では、「不可抗力を除く」と記載されていることから、同様の条件であるべきと考えます。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
547	リスク分担保表		55	経済リスク/物価変動において、民間企業が30年の「物価変動リスク」を全て負担することは非現実的。例えば代替的に「CPI連動型の収入(施設利用料他)」とすることは可能か？	物価変動リスクはSPCの負担とします。なお、物価変動に伴い旅客取扱施設使用料を改定する場合は、国の承認が必要です。
548	リスク分担保表		57	終了手続き関連リスク/終了手続きにおいて、「国が買上げを行うことにかかわるコスト」は国の負担であるという考え方でよいのか？	国が対象施設を買い取る場合の買取り費用そのものは、国の負担とします。
549	リスク分担保表	不可抗力リスク		リスク分担保表では、不可抗力リスクはSPCが負担とありますが、一方、実施方針P25(3)①では、不可抗力の事由による事業継続の可否は、国とSPCで協議を行うとあります。最終的に、不可抗力リスクは誰が負担することになるのでしょうか。	不可抗力の考え方については、募集要項等公表時に示します。
550	リスク分担保表			空港固有リスクにつきましては、航空機事故・ハイジャック・国際旅客ゾーン近辺における鉄道事故等が考えられますが、このような場合のリスク分担保につきましては、どのようにお考えでしょうか。	原則として、SPCのリスクとします。
551	リスク分担保表			貸付対象敷地内で土壌汚染が発見された場合、対策費用は国の負担と考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染の生じた理由によりますが、土壌汚染対策法等関係法令に従います。
552	リスク分担保表			需要変動リスクについて、国の政策変更による場合は国の負担、それ以外はSPCの負担ということだと思います。要求水準書に年間旅客数700万人と掲げられていますが、国の政策変更がない場合、この数値の下ぶれリスクをどの程度と考えているかご教示下さい。	下ぶれリスクをどこまで想定し、どのように評価するかは提案者により異なります。
553	リスク分担保表			本事業に於ける「年間旅客数・約700万人」が大幅に減少した場合のリスクも本項の対象と考えてよろしいでしょうか？	国による発着回数制限等の政策変更によるものを除き、需要変動リスクはSPCの負担とします。